

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2019年8月27日提出
【発行者名】	U B S アセット・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 三木 桂一
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町一丁目 5 番 1 号 大手町ファーストスクエア
【事務連絡者氏名】	佐井 経堂
【電話番号】	03-5293-3667
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	U B S ニュー・メジャー・バランス・ファンド（毎月分配型）
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	1兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

UBSニュー・メジャー・バランス・ファンド（毎月分配型）（以下「ファンド」といいます。）

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

- ・追加型証券投資信託受益権です。（以下「受益権」といいます。）
 - ・信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。
- ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「（１１）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社債、株式等の振替に関する法律第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情などがある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

1兆円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

- ・基準価額につきましては、販売会社または「（８）申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

（５）【申込手数料】

販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社または「（８）申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

- ・販売会社における申込手数料率は3.24%^{*}（税抜3.00%）が上限となっております。
- ^{*}消費税率が10%になった場合は、3.3%となります。

（６）【申込単位】

1円または1口単位を最低単位として、販売会社が独自に定める単位とします。

詳しくは、販売会社または「（８）申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

（７）【申込期間】

2019年8月28日から2020年2月25日までとします。

- ・上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

（８）【申込取扱場所】

販売会社につきましては、委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先

<UBSアセット・マネジメント株式会社>

ホームページアドレス：<http://www.ubs.com/japanfunds/>

電話番号：03-5293-3700（営業日の9:00-17:00）

（ ９ ）【払込期日】

- ・取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する期日までに販売会社に支払うものとします。
- ・申込期間における各取得申込受付日の発行価額の総額（設定総額）は、販売会社によって、追加設定が行なわれる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

（ １ ０ ）【払込取扱場所】

申込金額は、販売会社にお支払いいただきます。

（ １ １ ）【振替機関に関する事項】

振替機関は、株式会社証券保管振替機構とします。

（ １ ２ ）【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

「UBSニュー・メジャー・エコノミーズ株式マザーファンド」および「UBSニュー・メジャー・エコノミーズ債券マザーファンド」（以下、総称して「マザーファンド」ということがあります。）の受益証券を主要投資対象とし、信託財産の長期的な成長を図ることを目標とします。

ファンドの基本的性格

1）商品分類

単位型投信・ 追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国 内	株 式 債 券
	海 外	不動産投信
追加型投信	内 外	その他資産 ()
		資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

2）属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル		
	年2回	日本		
	年4回	北米		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	欧州	ファミリーファンド	あり ()
	年12回 (毎月)	アジア		
		オセアニア		
不動産投信	日々	中南米		
	その他 ()	アフリカ	ファンド・オブ・ ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券 (資産複合(株式・債券)(資産 配分固定型)))		中近東 (中東)		
		エマージング		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型				

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産(投資信託証券（資産複合（株式・債券）（資産配分固定型））））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（資産複合）とが異なります。

< 商品分類の定義 >

1. 単位型投信・追加型投信の区分

- (1) 単位型投信：当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- (2) 追加型投信：一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

2. 投資対象地域による区分

- (1) 国内：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 海外：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 内外：目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

3. 投資対象資産による区分

- (1) 株式：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 不動産投信(リート)：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。

- (4)その他資産：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5)資産複合：目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 独立した区分

- (1)MMF(マネー・マネージメント・ファンド)：「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- (2)MRF(マネー・リザーブ・ファンド)：「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
- (3)ETF：投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

< 補足として使用する商品分類 >

- (1)インデックス型：目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2)特殊型：目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

< 属性区分の定義 >

1. 投資対象資産による属性区分

(1)株式

- 一般：次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。
- 大型株：目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- 中小型株：目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

(2)債券

- 一般：次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。
- 公債：目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- 社債：目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- その他債券：目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- 格付等クレジットによる属性：目論見書又は投資信託約款において、上記 から の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記 から に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

(3)不動産投信

これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

(4)その他資産

組入れている資産を記載するものとする。

(5)資産複合

以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

- 資産配分固定型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
- 資産配分変更型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

2. 決算頻度による属性区分

- 年1回：目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
- 年2回：目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
- 年4回：目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
- 年6回(隔月)：目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
- 年12回(毎月)：目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。

日々：目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。

その他：上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

3. 投資対象地域による属性区分(重複使用可能)

グローバル：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。

日本：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

北米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

欧州：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

アジア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

オセアニア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

中南米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

アフリカ：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

中近東(中東)：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

エマージング：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 投資形態による属性区分

ファミリーファンド：目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。

ファンド・オブ・ファンズ：「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

5. 為替ヘッジによる属性区分

為替ヘッジあり：目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。

為替ヘッジなし：目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

6. インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分

日経225

TOPIX

その他の指数：前記指数にあてはまらない全てのものをいう。

7. 特殊型

ブル・ベア型：目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。

条件付運用型：目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。

ロング・ショート型/絶対収益追求型：目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。

その他型：目論見書又は投資信託約款において、上記 から に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。また、商品分類および属性区分の定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。なお、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)でもご覧頂けます。

ファンドの特色

1 主としてBRICs諸国・地域（ブラジル、ロシア・東欧、インド、中華圏）の株式（ADRおよびGDRを含みます。）へ約50％程度、新興諸国・地域の政府、政府機関、もしくは企業等の発行する米ドル建ておよび現地通貨建て債券へ約50％程度、投資します。

（＊）株式の投資対象地域の東欧とは、チェコ、ハンガリー、ポーランドを、中華圏とは中国、香港および台湾を指します。

（＊）投資対象とする新興諸国の債券は原則BB-格以上とします。



・上記投資対象への投資は、マザーファンド受益証券を通じて行います。なお、株式および債券等へ直接投資することがあります。

・市場のバリュエーションが極端に割高となった場合や、カントリー・リスクが発生した場合などには、一時的にファンド資産の大部分を流動資産（＊）に投資することがあります。

（＊）流動資産とは、米国短期国債など、優良な発行体により発行された満期12カ月未満の短期金融商品、債券、預金などをいいます。

■BRICsとは？

ブラジル（Brazil）、ロシア（Russia）、インド（India）、中国（China）の頭文字をとった4カ国の総称です。2060年には、中国が世界第1位の経済大国となり、世界のGDP（国内総生産）の半分近くをBRICs 4カ国が占めることになると予測されています。（OECD予測、2014年5月発表）

■新興諸国とは？

新興諸国とは、一般的に「エマージング・カントリー」と呼ばれ、先進諸国と比較して経済が発展途上の段階にある国々を指します。一般に、今後の経済成長の可能性が高いと考えられています。新興諸国の多くは、市場開放、海外資本の導入、国営企業の民営化などの経済改革に取組み、海外からの投資先としての魅力を高めています。

2 外貨建資産につきましては、原則として為替ヘッジを行いません。

3 UBSアセット・マネジメント・グループが運用を行います。

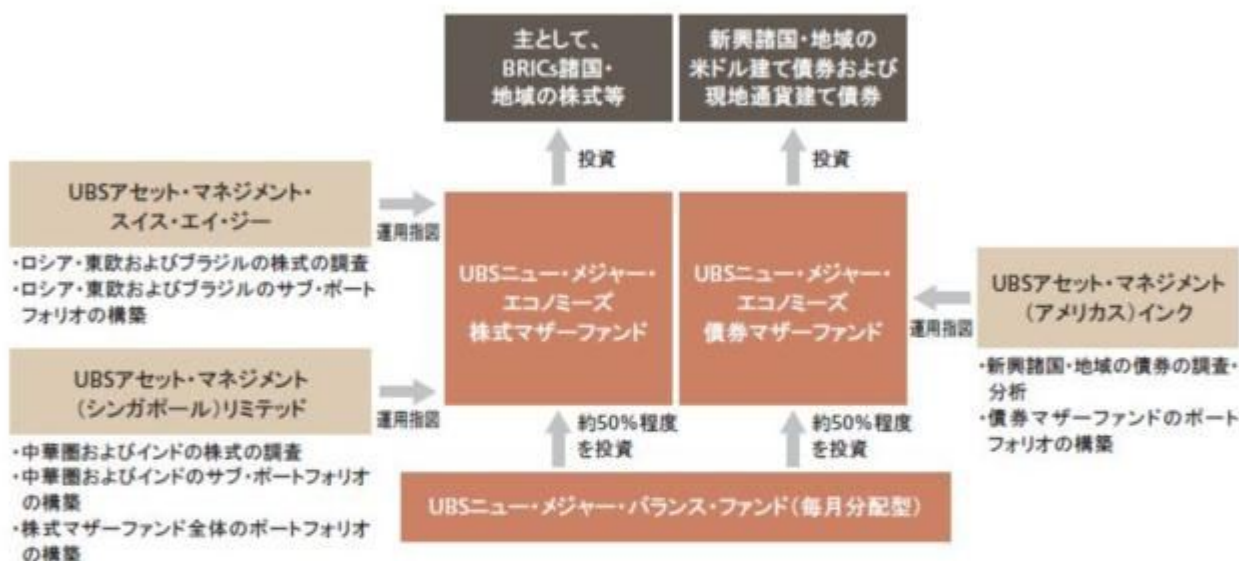
・委託会社は、マザーファンドの運用指図に関する権限を次の通り委託します。

「UBSニュー・メジャー・エコノミーズ株式マザーファンド」の運用指図に関する権限の委託先

- 名称：UBSアセット・マネジメント(シンガポール)リミテッド
UBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー
- 委託の内容：有価証券等および通貨の運用

「UBSニュー・メジャー・エコノミーズ債券マザーファンド」の運用指図に関する権限の委託先

- 名称：UBSアセット・マネジメント(アメリカス)インク
- 委託の内容：有価証券等および通貨の運用



◎ ファンドの仕組み

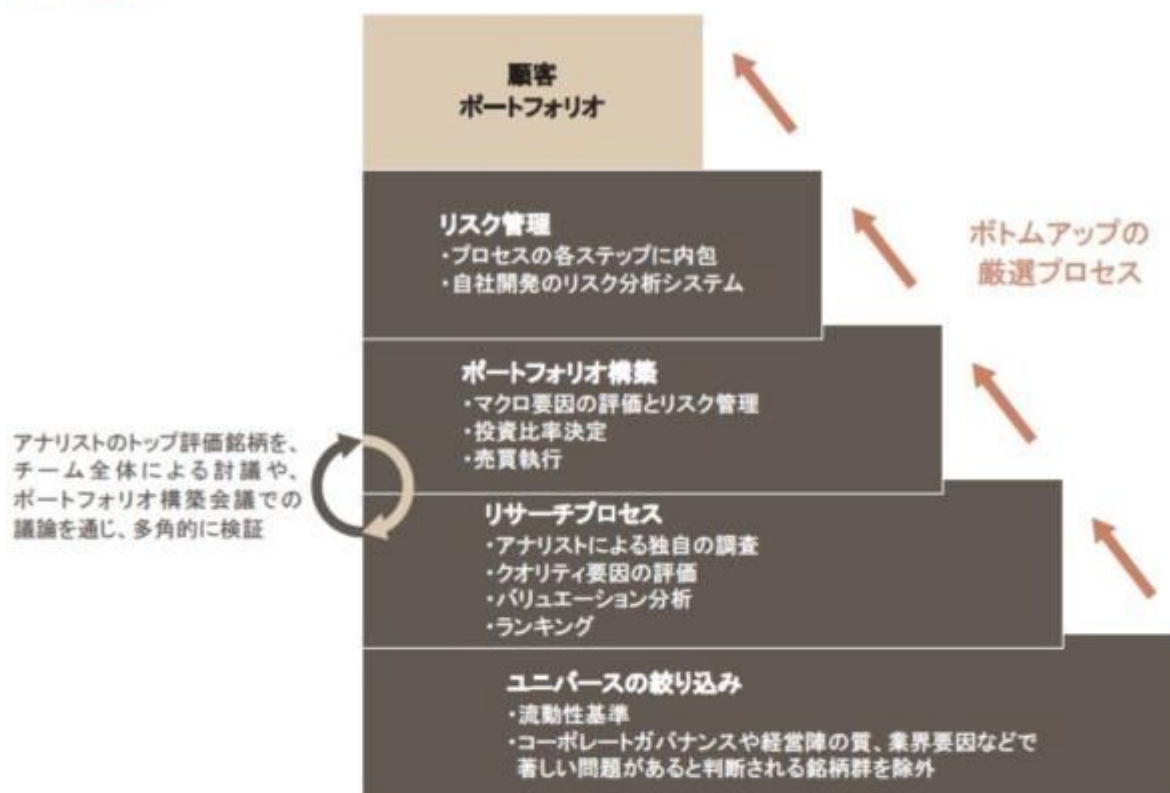
[ファミリーファンド方式について]

当ファンドは「UBSニュー・メジャー・エコノミーズ株式マザーファンド」および「UBSニュー・メジャー・エコノミーズ債券マザーファンド」を親投資信託(マザーファンド)とするファミリーファンド方式で運用します。「ファミリーファンド方式」とは、投資者がその資金をベビーファンドに投資し、ベビーファンドがその資金を主としてマザーファンドに投資し、その実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。



◎ 運用プロセス図

<株式>



<債券>



2019年5月末現在

◎ 主な投資制限

株式への実質投資割合	信託財産の純資産総額の70%未満とします。
新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合	信託財産の純資産総額の20%以内とします。
同一銘柄の株式への実質投資割合	信託財産の純資産総額の10%以内とします。
同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合	信託財産の純資産総額の10%以内とします。
外貨建資産への実質投資割合	制限を設けません。
投資信託証券への実質投資割合	信託財産の純資産総額の5%以下とします。
同一銘柄の転換社債等への実質投資割合	信託財産の純資産総額の10%以内とします。
一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率	原則として、それぞれ信託財産の純資産総額の10%、合計で20%以内とします。

◎ 分配方針

毎月決算（原則として毎月25日、休業日の場合は翌営業日）を行い、主に利子・配当収益を分配原資として収益分配を行います。また、四半期ごと（2月、5月、8月、11月の決算時）に、売買益（評価益を含みます。）を分配原資として、毎月の分配金に上乗せの収益分配を行うことを目指します。

・分配対象額が少額の場合等には、上記の収益分配を行わないことがあります。

[収益分配イメージ]

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
毎月分配	分配金	分配金	分配金	分配金	分配金	分配金	分配金	分配金	分配金	分配金	分配金	分配金
		+			+			+			+	
上乗せの分配		分配金			分配金			分配金			分配金	

・2月、5月、8月、11月の決算時には上乗せの分配を目指しますが、株式・債券の価格の下落等により基準価額が下落した場合等には、上乗せの分配を行わない場合があります。

※上記は収益分配のイメージであり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

※分配金は、原則として決算日より起算して5営業日目までに支払いが開始されますが、販売会社との契約によっては、税引後無手数料で再投資が可能です。

資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

収益分配金に関する留意事項

◎分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

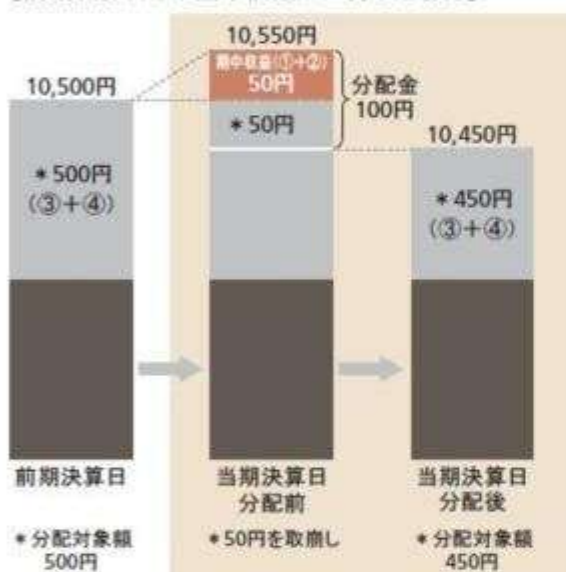
【投資信託で分配金が支払われるイメージ】



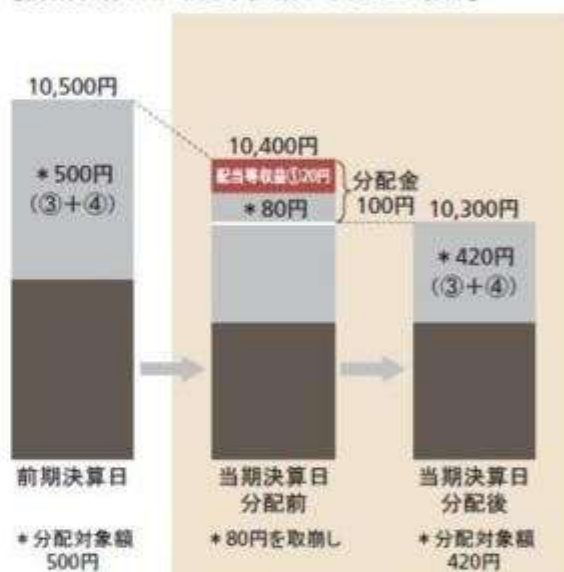
◎分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

【計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合】

【前期決算日から基準価額が上昇した場合】



【前期決算日から基準価額が下落した場合】



(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

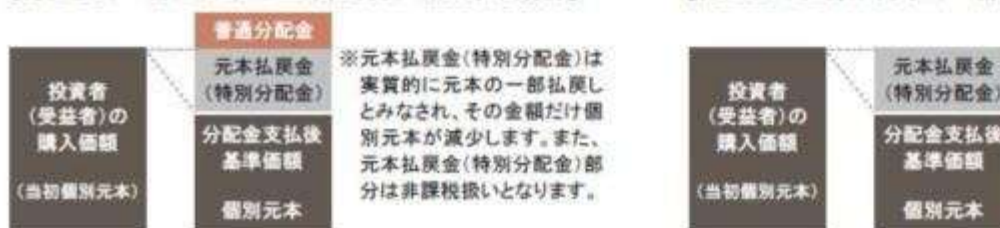
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

◎投資者（受益者）のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。

ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

【分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合】

【分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合】



普通分配金: 個別元本(投資者(受益者)のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金: 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者(受益者)の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。(特別分配金)

信託金限度額

- ・1兆円を限度として信託金を追加することができます。
- ・委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

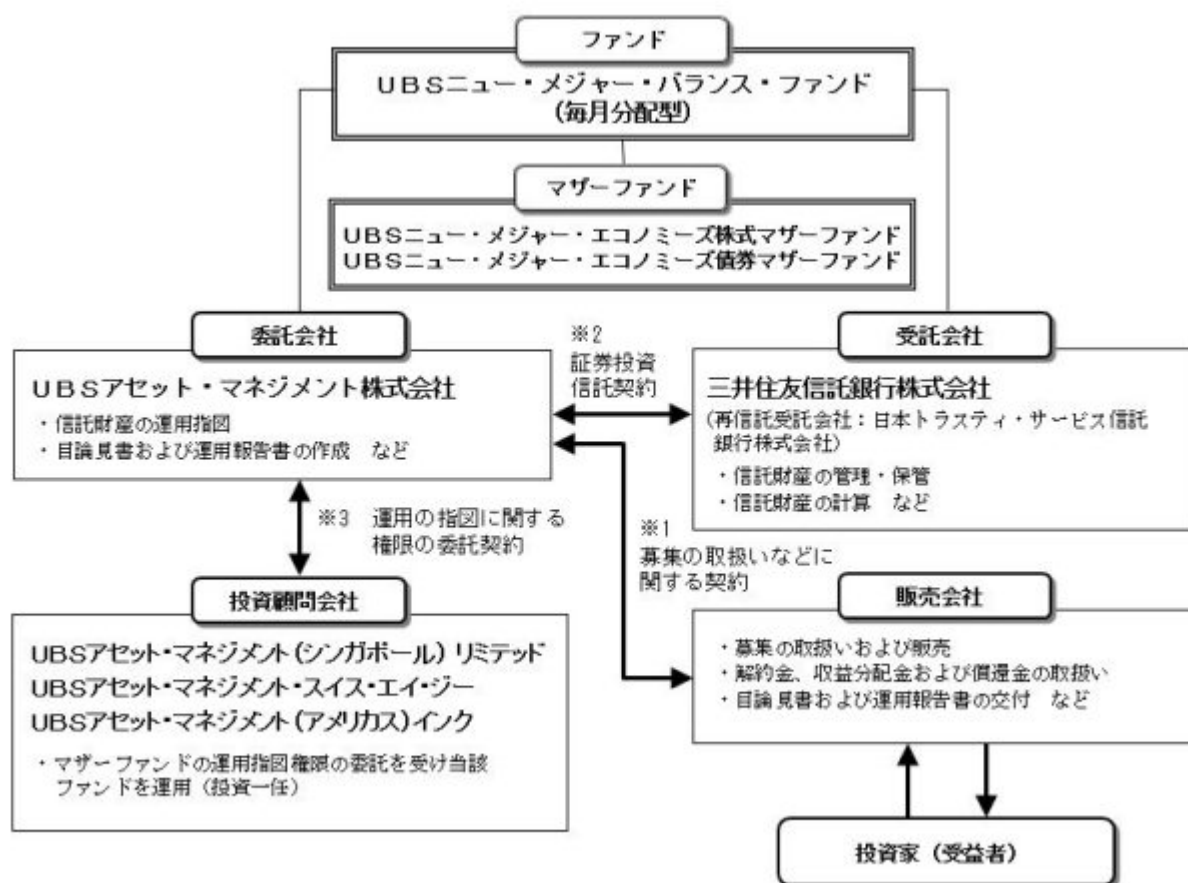
(2) 【ファンドの沿革】

2005年11月25日

- ・ファンドの信託契約締結、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



- 1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したものの。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。
- 2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したものの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。
- 3 投資顧問会社に運用の指図に関する権限を委託するにあたり、そのルールを委託会社と投資顧問会社との間で規定したものの。委託する業務内容、報酬の取決めの内容などが含まれています。

委託会社の概況（2019年5月末現在）

1) 資本金

2,200百万円

2) 沿革

1996年4月1日 : ユー・ビー・エス投資顧問株式会社設立

1998年4月28日 : ユー・ビー・エス投信投資顧問株式会社に商号変更

2000年7月1日 : ユービーエス・プリンソン投資顧問株式会社と合併し、
ユービーエス・アセット・マネジメント株式会社に商号変更

2002年4月8日 : ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社に商号変更

2015年12月1日 : UBSアセット・マネジメント株式会社に商号変更

3) 大株主の状況

名 称	住 所	所有株数	所有比率
-----	-----	------	------

UBSアセット・マネジメント・エ イ・ジー	スイス国 チューリッヒ市 CH-8001 バーンホフストラッセ 45	21,600株	100%
--------------------------	---------------------------------------	---------	------

2【投資方針】

（１）【投資方針】

原則としてマザーファンドの受益証券への投資を通じて、主としてBRICs諸国・地域（ブラジル、ロシア・東欧、インド、中華圏）の株式（ADRおよびGDRを含みます。）および新興諸国・地域の政府、政府機関、もしくは企業等の発行する米ドル建ておよび現地通貨建ての債券を実質的な主要投資対象とし、利子、配当収益の確保および値上がり益の追及を図り、信託財産の長期的な成長を目指します。

なお、世界の株式および債券等に直接投資することがあります。

マザーファンド受益証券への投資比率は、原則としてUBSニュー・メジャー・エコノミーズ株式マザーファンド受益証券に約50%程度、UBSニュー・メジャー・エコノミーズ債券マザーファンド受益証券に約50%程度とします。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

市場のバリュエーションが極端に割高となった場合や、カントリー・リスクが発生した場合などには、一時的にファンド資産の大部分を流動資産に投資することがあります。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（２）【投資対象】

<UBSニュー・メジャー・バランス・ファンド（毎月分配型）>

UBSニュー・メジャー・エコノミーズ株式マザーファンドおよびUBSニュー・メジャー・エコノミーズ債券マザーファンド（以下両者を総称して「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。なお、世界の株式および債券等に直接投資することがあります。

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）および特定資産以外の資産とします。

1）特定資産

イ）有価証券

ロ）デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に掲げるものをいいます。）に係る権利のうち、次に掲げる権利

- 1．有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）に係る権利
- 2．有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）に係る権利
- 3．有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）に係る権利
- 4．外国金融商品市場において行う取引であって、1．から3．までに掲げる取引と類似の取引に係る権利
- 5．有価証券先渡取引（金融商品取引法第28条第8項第4号イに掲げるものをいいます。）に係る権利
- 6．有価証券店頭指数等先渡取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ロに掲げるものをいいます。）に係る権利
- 7．有価証券店頭オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ハ及びニに掲げるものをいいます。）に係る権利
- 8．有価証券店頭指数等スワップ取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ホに掲げるものをいいます。）に係る権利
- 9．金融先物取引（証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法第66号）第1条の規定による廃止前の金融先物取引法（昭和63年法第77

号）第2条第1項に規定するものをいいます。）に係る権利

10. 金融デリバティブ取引（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府令（平成19年内閣府令第61号）第1条の規定による改正前の投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年総理府令第129号）第4条各号に規定するものをいい、金融先物取引を除きます。）に係る権利（1. から8. までに掲げるものに該当するものを除きます。）

ハ）約束手形（金融商品取引法第2条第1項15号に掲げるものを除きます。）

ニ）金銭債権

2）次に掲げる特定資産以外の資産

イ）為替手形

有価証券の指図範囲

委託会社は、信託金を主としてUBSアセット・マネジメント株式会社を委託会社とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結されたUBSニュー・メジャー・エコノミーズ株式マザーファンドおよびUBSニュー・メジャー・エコノミーズ債券マザーファンドの受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1）株券または新株引受権証書
 - 2）国債証券
 - 3）地方債証券
 - 4）特別の法律により法人の発行する債券
 - 5）社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
 - 6）特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
 - 7）特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
 - 8）協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
 - 9）特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
 - 10）コマーシャル・ペーパー
 - 11）新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
 - 12）外国または外国の者の発行する証券または証書で、1）～11）の証券または証書の性質を有するもの
 - 13）投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 - 14）投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 - 15）外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 - 16）オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りま。
 - 17）預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 - 18）外国法人が発行する譲渡性預金証書
 - 19）指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りま。
 - 20）抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
 - 21）貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 - 22）外国の者に対する権利で21）の有価証券の性質を有するもの
- なお、1）の証券または証書、12）ならびに17）の証券または証書のうち1）の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2）から6）までの証券および12）ならびに17）の証券または証書のうち2）から6）までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13）および14）の証券（ただし、投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用指図することができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形
- 5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6) 外国の者に対する権利で5)の権利の性質を有するもの

この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

その他の投資対象と指図範囲

信用取引の運用指図、先物取引等の運用指図、スワップ取引の運用指図、金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図、有価証券の貸付の指図、有価証券の借入れ、外国為替予約の指図、資金の借入れを行うことができます。

<UBSニュー・メジャー・エコノミーズ株式マザーファンド>

主としてBRICs諸国・地域（ブラジル、ロシア・東欧、インド、中華圏）の株式（ADRおよびGDRを含みます。）に投資します。

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1) 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ) 有価証券
 - ロ) デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に掲げるものをいいます。）に係る権利のうち、次に掲げる権利
 1. 有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）に係る権利
 2. 有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）に係る権利
 3. 有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）に係る権利
 4. 外国金融商品市場において行う取引であって、1. から3. までに掲げる取引と類似の取引に係る権利
 5. 有価証券先渡取引（金融商品取引法第28条第8項第4号イに掲げるものをいいます。）に係る権利
 6. 有価証券店頭指数等先渡取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ロに掲げるものをいいます。）に係る権利
 7. 有価証券店頭オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ハ及びニに掲げるものをいいます。）に係る権利
 8. 有価証券店頭指数等スワップ取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ホに掲げるものをいいます。）に係る権利
 9. 金融先物取引（証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法第66号）第1条の規定による廃止前の金融先物取引法（昭和63年法第77号）第2条第1項に規定するものをいいます。）に係る権利
 10. 金融デリバティブ取引（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府令（平成19年内閣府令第61号）第1条の規定による改正前の投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年総理府令第129号）第4条各号に規定するものをいい、金融先物取引を除きます。）に係る権利（1. から8. までに掲げるものに該当するものを除きます。）
 - ハ) 約束手形（金融商品取引法第2条第1項15号に掲げるものを除きます。）
 - ニ) 金銭債権

2) 次に掲げる特定資産以外の資産

イ) 為替手形

有価証券の指図範囲

委託会社（約款第15条の2に規定する委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受けた者を含みます。）は信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1) 株券または新株引受権証書
 - 2) 国債証券
 - 3) 地方債証券
 - 4) 特別の法律により法人の発行する債券
 - 5) 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
 - 6) 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
 - 7) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
 - 8) 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
 - 9) 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
 - 10) コマーシャル・ペーパー
 - 11) 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
 - 12) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1)～11)の証券または証書の性質を有するもの
 - 13) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 - 14) 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 - 15) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 - 16) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りま。
 - 17) 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 - 18) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 - 19) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りま。
 - 20) 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
 - 21) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 - 22) 外国の者に対する権利で21)の有価証券の性質を有するもの
- なお、1)の証券または証書、12)ならびに17)の証券または証書のうち1)の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2)から6)までの証券および12)ならびに17)の証券または証書のうち2)から6)までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13)の証券および14)の証券（ただし、投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用指図することができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形
- 5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6) 外国の者に対する権利で5)の権利の性質を有するもの

この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、主として上記に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

その他の投資対象と指図範囲

信用取引の運用指図、先物取引等の運用指図、スワップ取引の運用指図、金利先渡し取引および為替先渡し取引の運用指図、有価証券の貸付の指図、有価証券の借入れ、外国為替予約の指図を行うことができます。

< UBSニュー・メジャー・エコノミーズ債券マザーファンド >

主として新興諸国・地域の政府、政府機関、もしくは企業等の発行する米ドル建ておよび現地通貨建て債券を投資対象とします。

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）および特定資産以外の資産とします。

1) 特定資産

イ) 有価証券

ロ) デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に掲げるものをいいます。）に係る権利のうち、次に掲げる権利

1. 有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）に係る権利
2. 有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）に係る権利
3. 有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）に係る権利
4. 外国金融商品市場において行う取引であって、1. から3. までに掲げる取引と類似の取引に係る権利
5. 有価証券先渡し取引（金融商品取引法第28条第8項第4号イに掲げるものをいいます。）に係る権利
6. 有価証券店頭指数等先渡し取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ロに掲げるものをいいます。）に係る権利
7. 有価証券店頭オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ハ及びニに掲げるものをいいます。）に係る権利
8. 有価証券店頭指数等スワップ取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ホに掲げるものをいいます。）に係る権利
9. 金融先物取引（証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法第66号）第1条の規定による廃止前の金融先物取引法（昭和63年法第77号）第2条第1項に規定するものをいいます。）に係る権利
10. 金融デリバティブ取引（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府令（平成19年内閣府令第61号）第1条の規定による改正前の投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年総理府令第129号）第4条各号に規定するものをいい、金融先物取引を除きます。）に係る権利（1. から8. までに掲げるものに該当するものを除きます。）

ハ) 約束手形（金融商品取引法第2条第1項15号に掲げるものを除きます。）

ニ) 金銭債権

2) 次に掲げる特定資産以外の資産

イ) 為替手形

有価証券の指図範囲

委託会社（約款第15条の2に規定する委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受けた者を含みます。）は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1) 国債証券

2) 地方債証券

3) 特別の法律により法人の発行する債券

- 4) 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
 - 5) 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
 - 6) 転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の行使等により取得した株券、社債権者割当てまたは株主割当てにより取得した株券
 - 7) コマーシャル・ペーパー
 - 8) 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
 - 9) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1)～8)の証券または証書の性質を有するもの
 - 10) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 - 11) 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 - 12) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 - 13) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りま。
 - 14) 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 - 15) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 - 16) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りま。
 - 17) 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
 - 18) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 - 19) 外国の者に対する権利で18)の有価証券の性質を有するもの
- ただし、10)の証券および11)の証券については、株券または新株の引受権を表示する証券もしくは証書に投資するものを除きます。なお、6)の証券および9)ならびに14)の証券または証書のうち6)の証券の性質を有するものを以下「株式」といい、1)から5)までの証券および9)ならびに14)の証券または証書のうち1)から5)までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、10)の証券および11)の証券（ただし、投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用指図することができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形
- 5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6) 外国の者に対する権利で5)の権利の性質を有するもの

この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

その他の投資対象と指図範囲

信用取引の運用指図、先物取引等の運用指図、スワップ取引の運用指図、金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図、有価証券の貸付の指図、有価証券の借入、外国為替予約の指図を行うことができます。

投資対象とするマザーファンドの概要

<UBSニュー・メジャー・エコノミーズ株式マザーファンド>

運用の基本方針	
基本方針	この投資信託は、信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。
主な投資対象	主としてBRICs諸国・地域（ブラジル、ロシア・東欧、インド、中華圏）の株式（ADRおよびGDRを含みます。）に投資します。
投資方針	この投資信託は、今後高い経済成長が見込まれる、主としてBRICs諸国・地域（ブラジル、ロシア・東欧、インド、中華圏）の株式（ADRおよびGDRを含みます。）に投資することにより、投資元本の成長を目指します。投資プロセスは、個別銘柄選択、業種配分、国別配分、通貨配分の4つの側面から成ります。 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。 市場のバリュエーションが極端に割高となった場合や、カンントリー・リスクが発生した場合などには、一時的にファンド資産の大部分を流動資産に投資することがあります。 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。 運用については、UBSアセット・マネジメント（シンガポール）リミテッド及びUBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジーに運用指図に関する権限を委託します。
主な投資制限	株式への投資割合には、制限を設けません。 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以内とします。 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。 デリバティブ取引の利用はヘッジ目的に限定します。 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
収益分配	収益分配は行いません。
ファンドに係る費用	
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。

その他	
委託会社	UBSアセット・マネジメント株式会社
受託会社	三井住友信託銀行株式会社

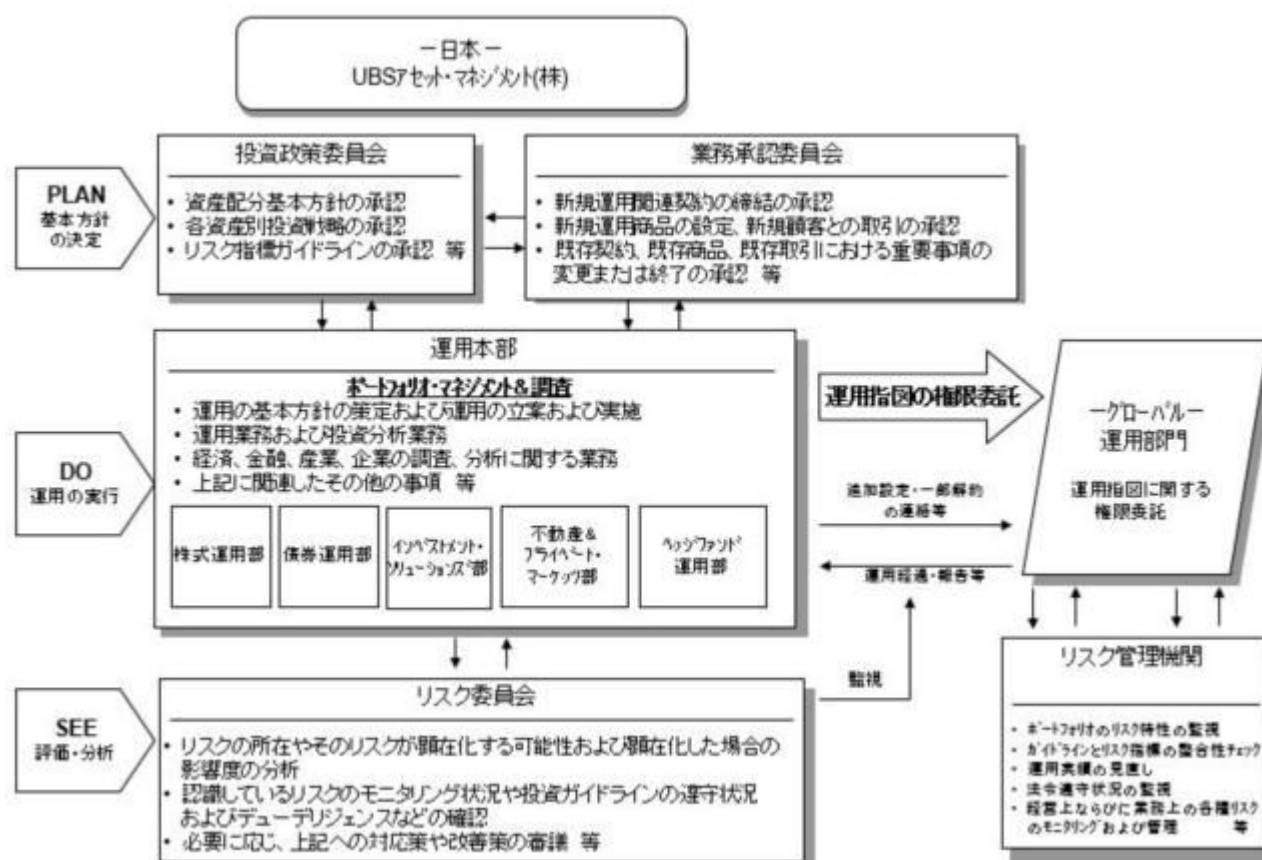
< UBSニュー・メジャー・エコノミーズ債券マザーファンド >

運用の基本方針	
基本方針	この投資信託は、信託財産の長期的な成長を図ることを目的として運用を行います。
主な投資対象	主として新興諸国・地域の政府、政府機関、もしくは企業等の発行する米ドル建ておよび現地通貨建て債券を投資対象とします。
投資方針	この投資信託は、新興諸国・地域の政府、政府機関、もしくは企業等の発行する米ドル建ておよび現地通貨建て債券を投資対象とし、高水準の利息等収益の確保と売買益の獲得を目指します。 組入対象とする債券は、組入れ時において、原則として1つ以上の国際的格付評価機関からBB-格相当以上の格付けを有している銘柄、および格付けを取得していないものについては当該格付けと同等の信用力を有すると委託会社から運用指図に関する権限を委託された投資顧問会社が判断した銘柄とします。 外貨建資産については原則として為替ヘッジを行いません。 市場のバリュエーションが極端に割高となった場合や、カントリー・リスクが発生した場合などには、一時的にファンド資産の大部分を流動資産に投資することがあります。 資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。 運用については、UBSアセット・マネジメント（アメリカス）インクに運用指図に関する権限を委託します。
主な投資制限	株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とし、転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の行使により取得した株券に限ります。 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。 同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
収益分配	収益分配は行いません。
ファンドに係る費用	
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。

その他の費用など	組入る有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
委託会社	UBSアセット・マネジメント株式会社
受託会社	三井住友信託銀行株式会社

（３）【運用体制】

当ファンドの運用体制は以下のとおりです。



<運用体制に関する社内規則等およびファンドに関係する法人等の管理>

ファンドの運用に関しましては、当社の運用本部（15～20名程度）は、運用に関する社内規則を遵守することが求められております。当該社内規則におきましては、運用者の適正な行動基準および禁止行為が規定されており、法令遵守、顧客の保護、最良執行・公平性の確保等が規定されています。実際の取引においては、取引を行う第一種金融商品取引業者の承認基準、利害関係人との取引・ファンド間売買等の種々の社内規程を設けて、利益相反となる取引、インサイダー取引等の防止措置を講じております。

当社では、受託会社または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を受託会社より受取っております。

<内部管理およびファンドに係る意思決定を監督する組織>

投資政策委員会：

投資政策および運用の基本方針、運用戦略等の決定機関として投資政策委員会を経営委員会直属の機関として設置しております。投資政策委員会は、原則として議長である運用本部長が毎月および必要に応じて招集し、その議事運営には、運用本部長の他、運用本部を構成する各部のうち、投資判断を行う部の部長またはその代理の5～10名程度が構成員として参加しております。なお、議長の承認により構成員以外の者を参考人として出席させることができます。

業務承認委員会：

商品性、収益性、リスク管理等の観点から、新規運用関連契約の締結、新規運用商品の設定、新規顧客との取引、既存契約および既存商品ならびに既存取引における重要事項の変更ないし終了等を包括的にレビューし、承認する機関として、経営委員会直属である業務承認委員会を設置しております。業務承認委員会は、原則として案件の申請者または議長である商品開発部長が招集し、その議事運営には、社長、チーフ・アドミニストレイティブ・オフィサー、審議案件に關与する機関投資家営業本部長または投信営業本部長、営業推進本部長、運用本部長、管理本部長、クライアント・サービス部長、商品開発部長、コンプライアンス&オペレーション・リスク・コントロール部長、法務部長、企画管理部長、経理部長等、またはその代理の12名程度が構成員として参加しております。なお、議長の承認により構成員以外の者を参考人として出席させることができます。

リスク委員会：

業務の執行にあたって、経営上ならびに業務上のリスクの分析、モニタリングおよび管理状況の確認などの総合的な評価および検討を行い、必要に応じて改善策等を講じるための機関であり、また、業務上のリスクの所在やそのリスクが顕在化する可能性および顕在化した場合の影響度を分析し、認識しているリスクのモニタリング状況や投資ガイドラインの遵守状況およびデューデリジェンスなどの確認を行い、必要に応じて対応策や改善策などを決議する機関として、経営委員会直属であるリスク委員会を設置しております。リスク委員会は、原則としてチーフ・アドミニストレイティブ・オフィサーまたは企画管理部長が毎月および必要に応じて招集し、その議事運営には、社長、チーフ・アドミニストレイティブ・オフィサー、機関投資家営業本部長、投信営業本部長、営業推進本部長、運用本部長、管理本部長、クライアント・サービス部長、商品開発部長、コンプライアンス&オペレーション・リスク・コントロール部長、法務部長、経理部長、企画管理部長、テクノロジー部長の14名程度の構成員が参加しております。なお、議長の承認により構成員以外の者を参考人として出席させることができます。

上記の運用体制は、2019年5月末現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

（４）【分配方針】**収益分配方針**

毎月決算（原則として毎月25日、休業日の場合は翌営業日）を行い、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

- 1）分配対象額の範囲は、経費控除後の、繰越分を含めた利子、配当収益と売買益（評価損益を含みます。）等の全額とします。
- 2）収益分配金額は、委託会社が基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等には、収益分配を行わない場合があります。
- 3）収益の分配にあてなかった利益の運用については特に制限を定めず、運用の基本方針に基づき元本部分と同一の運用を行います。

収益分配金の支払い**<分配金再投資コース>**

原則として、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。

<分配金受取りコース>

毎計算期間終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して５営業日まで）から収益分配金を支払います。支払いは販売会社において行なわれます。

各コースの詳細については、「第２ 管理及び運営 １ 申込（販売）手続等 （２）コースの選択」をご参照下さい。

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

（５）【投資制限】**約款に定める投資制限****<UBSニュー・メジャー・バランス・ファンド（毎月分配型）>**

- 1）株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産

総額の70%未満とします。

- 2) 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以内とします。
- 3) 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- 4) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- 5) 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- 6) 投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額5%以下とします。
- 7) 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- 8) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- 9) 投資する株式等の範囲
 - イ) 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
 - ロ) イ)の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。
- 10) 信用取引の運用指図
 - イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
 - ロ) イ)の信用取引の指図は、当該売り付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ハ) 信託財産の一部解約等の事由により、ロ)の売り付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。
- 11) 先物取引等の運用指図
 - イ) 委託会社は、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします(以下同じ。)
 - ロ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引および先物オプション取引を行うことの指図をすることができます。
- ハ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
- 12) スワップ取引の運用指図
 - イ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引等（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
 - ロ) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として約款第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

二) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

13) 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図

イ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

ロ) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、約款第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ) 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

二) 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

14) 有価証券の貸付の指図および範囲

イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

ロ) イ) に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

ハ) 委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

15) 有価証券の借入

イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

ロ) イ) の指図は、当該借入れに係る有価証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の範囲内とします。

ハ) 信託財産の一部解約等の事由により、ロ) の借入れに係る有価証券の時価総額が、信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。

二) イ) の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

16) 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券（外国通貨表示の有価証券をいいます。以下同じ。）への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に、必要と認められる場合には、制約されることがあります。

17) 外国為替予約の指図

イ) 信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

ロ) イ) の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（外貨建有価証券、外国通貨表示の預金その他の資産をいいます。以下同じ。）とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

ハ) ロ) の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

二) ロ) において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

18) デリバティブ取引等に係る投資制限

デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券又はオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

19) 資金の借入れ

イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払い資金手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

ロ) 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%の範囲内とします。

ハ) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

二) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

< UBSニュー・メジャー・エコノミーズ株式マザーファンド >

1) 株式への投資割合には、制限を設けません。

2) 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以内とします。

3) 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

4) 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

5) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

6) 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

7) 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

8) デリバティブ取引の利用はヘッジ目的に限定します。

9) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

10) 投資する株式等の範囲

イ) 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。）に上場されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

ロ) イ)の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

11) 信用取引の運用指図

イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指

図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

ロ)イ)の信用取引の指図は、当該売り付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

ハ)信託財産の一部解約等の事由により、ロ)の売り付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

12) 先物取引等の運用指図

イ)委託会社は、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。
(以下同じ。)

ロ)委託会社は、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

ハ)委託会社は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

13) スワップ取引の運用指図

イ)委託会社は、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引等(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。

ロ)スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として約款第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ)スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

ニ)委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

14) 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図

イ)委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行う事の指図をすることができます。

ロ)金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として約款第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ)金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

ニ)委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

15) 有価証券の貸付の指図および範囲

イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1.株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

2.公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

ロ)イ)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

ハ)委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

16) 有価証券の借入れ

イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

ロ)イ)の指図は、当該借入れにかかる有価証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の範囲内とし

ます。

ハ) 信託財産の一部解約等の事由によりロ) の借入れに係る有価証券の時価総額が、信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。

ニ) イ) の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁するものとします。

17) 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券（外国通貨表示の有価証券をいいます。以下同じ。）への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

18) 外国為替予約の指図

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産（外貨建有価証券、外国通貨表示の預金その他の資産をいいます。以下同じ。）について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

19) デリバティブ取引等に係る投資制限

デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券又はオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

< UBSニュー・メジャー・エコノミーズ債券マザーファンド >

1) 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とし、転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の行使により取得した株券に限りします。

2) 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

3) 同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

4) 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

5) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

6) 投資する株式等の範囲

イ) 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。）に上場（上場予定を含みます。）されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

ロ) イ) の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

7) 信用取引の運用指図

イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

ロ) イ) の信用取引の指図は、当該売り付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

ハ) 信託財産の一部解約等の事由により、ロ) の売り付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの

一部を決済するための指図をするものとします。

8) 先物取引等の運用指図

- イ) 委託会社は、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします(以下同じ。)
- ロ) 委託会社は、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引および先物オプション取引を行うことの指図をすることができます。
- ハ) 委託会社は、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

9) スワップ取引の運用指図

- イ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引等（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- ロ) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として約款第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ニ) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

10) 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図

- イ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- ロ) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、約款第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ) 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ニ) 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

11) 有価証券の貸付の指図および範囲

- イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 - 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 - 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- ロ) イ) に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ハ) 委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

12) 有価証券の借入

- イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うことができます。
- ロ) イ) の指図は、当該借入れに係る有価証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ハ) 信託財産の一部解約等の事由により、ロ) の借入れに係る有価証券の時価総額が、信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。
- ニ) イ) の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

13) 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券（外国通貨表示の有価証券をいいます。以下同じ。）への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

14) 外国為替予約の指図

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産（外貨建有価証券、外国通貨表示の預金その他の資産をいいます。以下同じ。）について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

15) デリバティブ取引等に係る投資制限

デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券又はオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

法令による投資制限

1) 同一法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律）

同一法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行なう投資信託全体で、当該株式の議決権の過半数を保有することとなる取引は行ないません。

2) デリバティブ取引の投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令）

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを内容とした運用を行いません。

3) 信用リスク集中回避のための投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令）

委託会社は、運用財産に関し、信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます。）を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法に反することとなる内容とした運用を行いません。

3【投資リスク】

(1) ファンドのリスク

当ファンドはマザーファンドへの投資を通じて世界の株式および債券に投資を行いますので、組入株式および債券の価格の下落や当該株式および債券の発行会社の倒産や財務状況の悪化等の影響により基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また原則として為替ヘッジを行いませんので、投資対象国の通貨と日本円との間の為替変動により損失を被ることがあります。

したがって、投資家の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、全て投資家の皆様に帰属します。また、投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドにかかる主なリスクは次の通りです。

ただし、すべてのリスクについて記載されているわけではありません。

株式投資の価格変動リスク

株価は、政治・経済情勢、株式の需給関係、発行企業の業績等を反映して変動します。また株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。また株式の発行企業の業績悪化や経営不安、倒産等に陥った場合には投資資金の回収がなくなる場合があります。

公社債投資の価格変動リスク

公社債の価格は、主に金利の変動および発行体の信用力の変化の影響を受けて変動します。公社債の価格が下落した場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。公社債の価格の変動幅は、債券の償還までの残存期間、発行体の信用状況などに左右されます。

1) 金利変動リスク

公社債の価格は金利変動によって変動します。一般的に公社債の市場価格は、金利が低下した場合には上昇する傾向となり、逆に金利が上昇した場合には公社債の市場価格は下落する傾向があります。

２）信用リスク

公社債の価格は発行体の信用力の変化によっても変動します。公社債の発行体の業績悪化、財務内容の変化、経営不振等により、債務不履行（デフォルト、元利金の支払いが期日までに行われないこと）が生じた場合、あるいはそのような状況が予想される局面となった場合には、公社債の価格は大きく下落することがあります。このような場合には当ファンドの基準価額が影響を受け、大きく下落することがあります。

カントリー・リスク

外国証券への投資には、当該国・地域の政治・経済および社会情勢の変化により混乱が生じた場合には基準価額に大きな変動をもたらす可能性があります。

また、新興諸国・地域には主に次のようなリスクがあり、これらのリスクはファンドの基準価額に大きな変動をもたらす可能性があります。

- ・先進国と比較して一般的に政治・経済および社会情勢等が著しく変化する可能性があります。
- ・資産の移転に関する規制、外国人による投資規制等の導入等の可能性があります。
- ・先進国と比較して一般的に法制度や社会基盤が未整備であり、情報開示等の基準が異なることから、正確な情報の確保が困難となる可能性があります。

為替変動リスク

外貨建有価証券等を円貨ペ－スにした場合、その資産価値は、為替レ－トの変動により影響を受けることになります。為替レ－トは短期間に大幅に変動することがあります。したがって、為替の変動に伴い、当ファンドの基準価額が変動する可能性があります。為替レ－トは一般に、外国為替市場の需給、世界各国への投資メリットの差異、金利の変動その他の様々な国際的要因により決定されます。また、為替レ－トは、各国政府・中央銀行による介入、通貨管理その他の政策によっても変動する可能性があります。

解約によるファンドの資金流出に伴うリスク

短期間に相当金額の解約申込があった場合には、解約資金を手当てするために保有証券を大量に売却しなければならないことがあります。その際には、市況動向や取引量等の状況によっては、保有証券を市場実勢から期待される価格で売却できないことがあり、その結果、基準価額が大きく変動する可能性があります。

<その他の留意点>

短期金融商品の信用リスク

ファンド資産をコール・ローン等の短期金融商品で運用する場合、債務不履行により損失が発生する可能性があります。

買付および解約申込に係る制限

- ・買付または解約の申込日が、ロンドン証券取引所、ニューヨーク証券取引所、スイス証券取引所もしくはシンガポール証券取引所またはロンドンの銀行、ニューヨークの銀行、チューリッヒの銀行もしくはシンガポールの銀行の休業日と同日の場合には、当該買付または解約の申込みは受け付けません。
- ・金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、買付および解約の申込みの受け付けを中止することおよび既に受け付けた当該各申込を取り消すことがあります。
- ・信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口解約請求には制限を設ける場合があります。

クーリング・オフ

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

分配金に関する留意点

分配金は計算期間中に発生した信託報酬等控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）を超過して支払われる場合がありますので、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。受益者のファンドの購入価額によっては、分配金はその支払いの一部ないし全てが実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。また、ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりりが小さかった場合も同様です。なお、分配金の支払いは純資産総額から行われますので、分配金支払いにより純資産総額は減少することになり、基準価額が下落する要因となります。

< 投資信託に関する一般的なリスク >

- ・ 法令や税制が変更される場合に、投資信託を保有する受益者が不利益を被る可能性があります。
- ・ 信託財産の状況によっては、目指す運用が行われないことがあります。また、信託財産の減少の状況によっては、委託会社が目的とする運用が困難と判断した場合、安定運用に切り替えることがあります。
- ・ 証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更等の諸事情により閉鎖されることがあります。これにより当ファンドの運用が影響を被って基準価額の下落につながり、その結果、投資元本を下回る可能性があります。

< 投資信託に関する一般的な留意事項 >

- ・ 投資信託は、預貯金または保険契約とは異なり、預金保険機構、貯金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- ・ 投資信託は、金融機関の預貯金とは異なり、元本及び利息の保証はありません。投資した資産価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客さまが負います。

(2) リスク管理体制

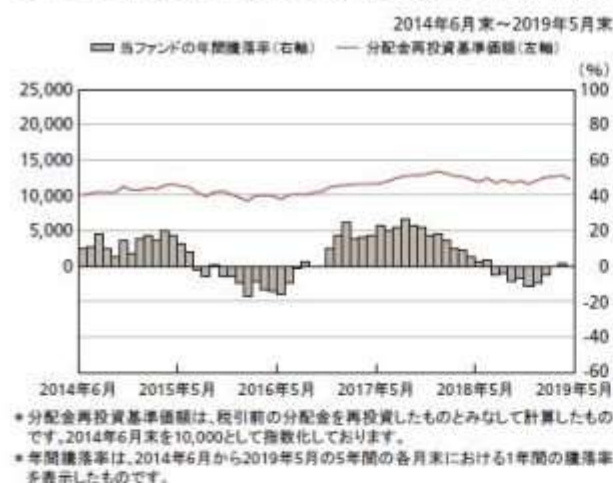
委託会社では、取引の執行については、運用部門が投資対象・投資制限等を規定した運用ガイドラインに従って執行します。

取引の管理については、管理部門は運用ガイドラインに則って適切な運用がなされているか、および運用結果の定期的な検証を通じて、各種リスクが適切に管理されていることをモニタリングしています。また、それらの状況は定期的開催される各委員会に報告され、状況の把握・確認が行われるほか、適切な運営について検証が行われます。

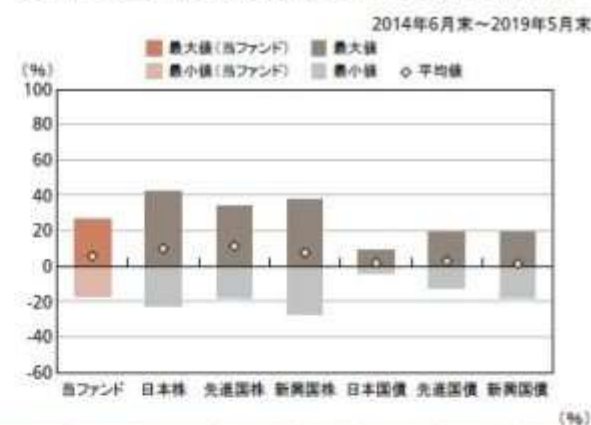
また、委託会社は、運用指図権限の委託先とファンドの運用方針に基づくガイドライン等を規定した運用委託契約を締結し、運用状況、ガイドラインの遵守状況をモニタリングします。

上記体制は2019年5月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移



ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国国債	新興国国債
最大値	26.2	41.9	34.1	37.2	9.3	19.3	19.3
最小値	△ 16.5	△ 22.0	△ 17.5	△ 27.4	△ 4.0	△ 12.3	△ 17.4
平均値	5.8	10.0	11.4	7.6	2.0	3.0	1.4

* 上記は、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
 * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
 * 2014年6月から2019年5月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

※分配金再投資基準価額および年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率と異なる場合があります。

■各資産クラスの指数

日本株：東証株価指数(TOPIX) (配当込み)
 先進国株：MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)
 新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円換算ベース)
 日本国債：NOMURA-BPI国債
 先進国国債：FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)
 新興国国債：JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円換算ベース)
 (注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

○代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しております。株式会社野村総合研究所および各指数のデータ提供者は、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

- 東証株価指数(TOPIX) (配当込み)
東証株価指数(TOPIX)に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、株式会社東京証券取引所に帰属します。
- MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)
- MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円換算ベース)
MSCIインデックスに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。
- NOMURA-BPI国債
NOMURA-BPIに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。
- FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)
FTSE世界国債インデックスに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。
- JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円換算ベース)
JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

- 販売会社における申込手数料率は3.24%^{*}（税抜3.00%）が上限となっております。

* 消費税率が10%になった場合は、3.3%となります。

- 申込手数料の額（1口当たり）は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込手数料率を乗じて得た額とします。

- <分配金再投資コース>の場合、収益分配金の再投資により取得する口数については、申込手数料はかかりません。

申込手数料は、商品および関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務手続きの対価です。

(2) 【換金（解約）手数料】

換金手数料

ありません。

信託財産留保額

ありません。

(3) 【信託報酬等】

信託報酬

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.9008%^{*}（税抜1.76%）の率を乗じて得た額とします。

*消費税率が10%になった場合は、1.936%となります。

信託報酬の配分

信託報酬の配分（年率）は、以下の通りとします。

純資産総額	信託報酬 = 運用期間中の基準価額 × 信託報酬率			
	合計	委託会社	販売会社	受託会社
500億円未満の場合	1.76%	0.85%	0.85%	0.06%
500億円以上1,000億円未満の場合		0.83%	0.87%	0.06%
1,000億円以上2,000億円未満の場合		0.81%	0.90%	0.05%
2,000億円以上の場合		0.80%	0.92%	0.04%

役務の内容

委託会社	委託した資金の運用の対価
販売会社	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価
受託会社	運用財産の管理、運用指図実行等の対価

表中の率は税抜です。別途消費税がかかります。

マザーファンドの投資顧問会社(運用指図権限の委託先)への報酬は、委託会社が受取る報酬から支払われます。

支払時期

信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払います。

(4) 【その他の手数料等】

売買委託手数料

組入る有価証券の売買時の売買委託手数料等のファンドを運用するための費用並びに当該売買委託手数料等に係る消費税等相当額は、受益者の負担として、原則として発生の都度信託財産中から支弁します。

信託事務の諸費用

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担として、原則として発生の都度信託財産中から支弁します。

その他諸費用

以下の諸費用および当該諸費用にかかる消費税等相当額は受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

1. 受益権の管理事務に関連する費用

2. 有価証券届出書、有価証券報告書等の作成、印刷および提出に係る費用
3. 投資信託説明書（目論見書）の作成、印刷および交付に係る費用
4. 信託約款の作成、印刷および届出に係る費用
5. 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
6. ファンドの受益者に対して行う公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
7. ファンドの監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用

委託会社は、上記1. から7. の諸費用の支払いをファンドのために行い、その金額を合理的に見積った結果、信託財産の純資産総額に対して年率0.1%を上限とする額を、かかる諸費用の合計額とみなして、実際または予想される費用額を上限として、ファンドより受領することができます。ただし、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時および期中に、随時かかる諸費用の年率を見直し、これを変更することができます。

上記1. から7. の諸費用は、ファンドの計算期間を通じて毎日計上されます。かかる諸費用は、毎計算期末または信託終了時に、信託財産中から委託会社に対して支弁されます。

上記 から の費用のうち、主要なものを対価とする役務の内容は以下のとおりです。

1. 監査費用：監査法人等に支払うファンド監査に係る費用
2. 印刷費用等：法定開示書類作成の際に業者に支払う作成・印刷・交付等に係る費用（EDINET含む）等
3. 売買委託手数料：有価証券等を取引所で売買する際に売買仲介人に支払う手数料
4. 保管費用：海外保管銀行等に支払う海外資産等の保管・送金・受渡にかかる費用

上記「（4）その他の手数料等」のうち、 および は、信託財産の規模、取引量等により変動しますので、事前に金額および計算方法を表示することができません。

また、受益者が直接および間接的に負担する費用の合計は、保有期間等により異なりますので、表示することができません。

（5）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。

個人受益者の場合

1）収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。

2）解約金および償還金に対する課税

解約時および償還時の差益（譲渡益）^{*}については譲渡所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。

^{*} 解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益

確定申告等により、解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方

が対象となります。また、未成年者少額投資非課税制度（ジュニアNISA）をご利用の場合、20歳未満の居住者などを対象に、年間80万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人受益者の場合

1) 収益分配金、解約金、償還金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として、15.315%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行なわれます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

2) 益金不算入制度の適用

益金不算入制度は適用されません。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

個別元本

1) 各受益者の買付時の基準価額（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が個別元本になります。

2) 受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、1口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

普通分配金と元本払戻金(特別分配金)

1) 収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

2) 受益者が収益分配金を受け取る際

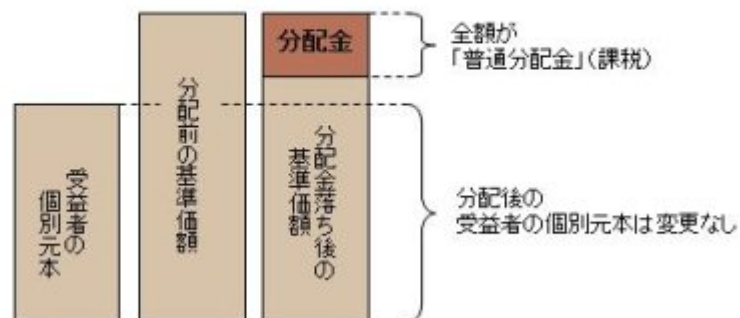
イ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

ロ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、収益分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した金額が普通分配金となります。

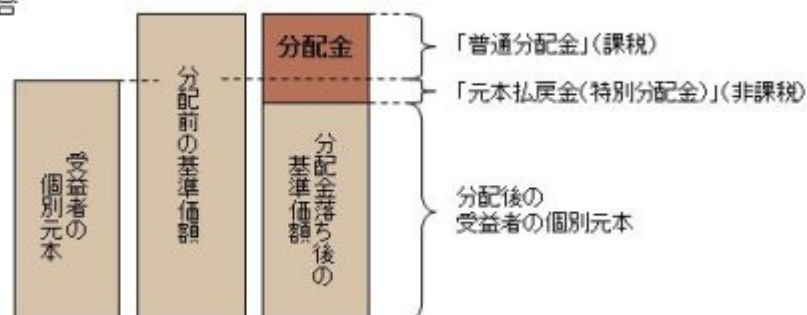
ハ) 収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

<分配金に関するイメージ図>

イ) の場合



ロ)、ハ) の場合



上記は2019年5月末現在のものですので、税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

【U B S ニュー・メジャー・バランス・ファンド（毎月分配型）】

以下の運用状況は2019年 5月31日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)【投資状況】

資産の種類	国 / 地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	8,403,141,687	99.03
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	82,626,272	0.97
合計(純資産総額)		8,485,767,959	100.00

（注）「国 / 地域」は、組入銘柄の発行地または登録地により分類されています。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

国 / 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託受益証券	U B S ニュー・メジャー・エコノミーズ債券マザーファンド	1,757,727,986	2.4344	4,279,013,010	2.4367	4,283,055,783	50.47
日本	親投資信託受益証券	U B S ニュー・メジャー・エコノミーズ株式マザーファンド	1,829,523,048	2.2286	4,077,275,064	2.2520	4,120,085,904	48.55

（注）「国 / 地域」は、組入銘柄の発行地または登録地により分類されています。

ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	99.03
合計	99.03

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

期別	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第8特定期間末 (2009年11月25日)	50,725	51,128	0.7544	0.7604
第9特定期間末 (2010年 5月25日)	44,880	45,271	0.6887	0.6947
第10特定期間末 (2010年11月25日)	40,194	40,417	0.7208	0.7248
第11特定期間末 (2011年 5月25日)	32,883	33,000	0.6992	0.7017
第12特定期間末 (2011年11月25日)	20,907	20,999	0.5693	0.5718
第13特定期間末 (2012年 5月25日)	17,769	17,831	0.5784	0.5804
第14特定期間末 (2012年11月26日)	18,372	18,429	0.6460	0.6480
第15特定期間末 (2013年 5月27日)	20,296	20,347	0.7869	0.7889
第16特定期間末 (2013年11月25日)	17,601	17,648	0.7392	0.7412
第17特定期間末 (2014年 5月26日)	15,894	15,937	0.7301	0.7321
第18特定期間末 (2014年11月25日)	16,000	16,039	0.8168	0.8188
第19特定期間末 (2015年 5月25日)	14,808	14,844	0.8305	0.8325
第20特定期間末 (2015年11月25日)	12,678	12,712	0.7541	0.7561
第21特定期間末 (2016年 5月25日)	10,922	10,954	0.6720	0.6740
第22特定期間末 (2016年11月25日)	10,972	11,003	0.7295	0.7315
第23特定期間末 (2017年 5月25日)	10,950	10,978	0.7808	0.7828
第24特定期間末 (2017年11月27日)	10,936	10,962	0.8553	0.8573
第25特定期間末 (2018年 5月25日)	9,902	9,927	0.8106	0.8126
第26特定期間末 (2018年11月26日)	8,731	8,754	0.7559	0.7579
第27特定期間末 (2019年 5月27日)	8,450	8,472	0.7704	0.7724
2018年 5月末日	9,739	—	0.7980	—
6月末日	9,384	—	0.7754	—
7月末日	9,676	—	0.8047	—
8月末日	9,028	—	0.7616	—
9月末日	9,196	—	0.7837	—
10月末日	8,772	—	0.7538	—
11月末日	8,933	—	0.7738	—
12月末日	8,479	—	0.7409	—
2019年 1月末日	8,799	—	0.7734	—
2月末日	8,994	—	0.7969	—
3月末日	8,945	—	0.8009	—
4月末日	8,961	—	0.8108	—
5月末日	8,485	—	0.7746	—

(注)分配付きの金額は、特定期間末の金額に当該特定期間末の分配金を加算した金額です。

【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第8特定期間	2009年 5月26日～2009年11月25日	0.0360
第9特定期間	2009年11月26日～2010年 5月25日	0.0360
第10特定期間	2010年 5月26日～2010年11月25日	0.0240
第11特定期間	2010年11月26日～2011年 5月25日	0.0210
第12特定期間	2011年 5月26日～2011年11月25日	0.0150
第13特定期間	2011年11月26日～2012年 5月25日	0.0140
第14特定期間	2012年 5月26日～2012年11月26日	0.0120
第15特定期間	2012年11月27日～2013年 5月27日	0.0120
第16特定期間	2013年 5月28日～2013年11月25日	0.0120
第17特定期間	2013年11月26日～2014年 5月26日	0.0120
第18特定期間	2014年 5月27日～2014年11月25日	0.0120
第19特定期間	2014年11月26日～2015年 5月25日	0.0120
第20特定期間	2015年 5月26日～2015年11月25日	0.0120
第21特定期間	2015年11月26日～2016年 5月25日	0.0120
第22特定期間	2016年 5月26日～2016年11月25日	0.0120
第23特定期間	2016年11月26日～2017年 5月25日	0.0120
第24特定期間	2017年 5月26日～2017年11月27日	0.0120
第25特定期間	2017年11月28日～2018年 5月25日	0.0120
第26特定期間	2018年 5月26日～2018年11月26日	0.0120
第27特定期間	2018年11月27日～2019年 5月27日	0.0120

【収益率の推移】

期	期間	収益率（％）
第8特定期間	2009年 5月26日～2009年11月25日	19.6
第9特定期間	2009年11月26日～2010年 5月25日	3.9
第10特定期間	2010年 5月26日～2010年11月25日	8.1
第11特定期間	2010年11月26日～2011年 5月25日	0.1
第12特定期間	2011年 5月26日～2011年11月25日	16.4
第13特定期間	2011年11月26日～2012年 5月25日	4.1
第14特定期間	2012年 5月26日～2012年11月26日	13.8
第15特定期間	2012年11月27日～2013年 5月27日	23.7
第16特定期間	2013年 5月28日～2013年11月25日	4.5
第17特定期間	2013年11月26日～2014年 5月26日	0.4
第18特定期間	2014年 5月27日～2014年11月25日	13.5
第19特定期間	2014年11月26日～2015年 5月25日	3.1
第20特定期間	2015年 5月26日～2015年11月25日	7.8
第21特定期間	2015年11月26日～2016年 5月25日	9.3
第22特定期間	2016年 5月26日～2016年11月25日	10.3
第23特定期間	2016年11月26日～2017年 5月25日	8.7

第24特定期間	2017年 5月26日～2017年11月27日	11.1
第25特定期間	2017年11月28日～2018年 5月25日	3.8
第26特定期間	2018年 5月26日～2018年11月26日	5.3
第27特定期間	2018年11月27日～2019年 5月27日	3.5

(注)各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（分配落ち）に当該特定期間の分配金を加算し、当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ち、以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

（４）【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数	解約口数
第8特定期間	2009年 5月26日～2009年11月25日	2,075,558,359	6,197,765,354
第9特定期間	2009年11月26日～2010年 5月25日	1,963,442,513	4,041,323,925
第10特定期間	2010年 5月26日～2010年11月25日	677,657,888	10,081,350,364
第11特定期間	2010年11月26日～2011年 5月25日	441,319,051	9,170,057,451
第12特定期間	2011年 5月26日～2011年11月25日	269,663,861	10,579,218,155
第13特定期間	2011年11月26日～2012年 5月25日	215,993,053	6,216,986,067
第14特定期間	2012年 5月26日～2012年11月26日	150,175,574	2,433,448,255
第15特定期間	2012年11月27日～2013年 5月27日	116,125,602	2,760,994,110
第16特定期間	2013年 5月28日～2013年11月25日	102,932,584	2,083,747,303
第17特定期間	2013年11月26日～2014年 5月26日	102,933,963	2,146,026,628
第18特定期間	2014年 5月27日～2014年11月25日	65,684,547	2,244,710,798
第19特定期間	2014年11月26日～2015年 5月25日	61,356,237	1,819,629,113
第20特定期間	2015年 5月26日～2015年11月25日	59,963,902	1,078,605,070
第21特定期間	2015年11月26日～2016年 5月25日	72,212,411	632,090,801
第22特定期間	2016年 5月26日～2016年11月25日	66,118,247	1,277,739,502
第23特定期間	2016年11月26日～2017年 5月25日	47,750,824	1,064,236,062
第24特定期間	2017年 5月26日～2017年11月27日	45,134,960	1,282,587,888
第25特定期間	2017年11月28日～2018年 5月25日	52,401,377	623,533,784
第26特定期間	2018年 5月26日～2018年11月26日	40,762,678	706,409,358
第27特定期間	2018年11月27日～2019年 5月27日	38,058,395	621,219,416

（参考）

U B S ニュー・メジャー・エコノミーズ債券マザーファンド

以下の運用状況は2019年 5月31日現在です。

- ・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資状況

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	インドネシア	323,143,627	7.54

	メキシコ	305,062,324	7.12
	ロシア	238,704,689	5.57
	ブラジル	223,196,142	5.21
	南アフリカ	195,838,270	4.57
	トルコ	194,971,790	4.55
	コロンビア	174,184,989	4.07
	ポーランド	116,146,207	2.71
	タイ	114,112,260	2.66
	カタール	78,993,763	1.84
	マレーシア	76,407,338	1.78
	ハンガリー	75,054,502	1.75
	ベネズエラ	72,981,396	1.70
	ルーマニア	68,039,435	1.59
	チェコ	54,281,167	1.27
	スワジランド	49,835,352	1.16
	サウジアラビア	47,091,619	1.10
	ウルグアイ	45,541,461	1.06
	ペルー	41,037,440	0.96
	パラグアイ	39,074,757	0.91
	チリ	35,073,045	0.82
	ドミニカ	33,966,451	0.79
	ガボン共和国	31,413,660	0.73
	エルサルバドル	29,185,450	0.68
	ベトナム	28,706,180	0.67
	ジョージア	23,085,131	0.54
	ヨルダン	20,942,440	0.49
	コートジボアール	20,723,720	0.48
	コスタリカ	11,949,780	0.28
	小計	2,768,744,385	64.64
特殊債券	メキシコ	153,799,989	3.59
	フィリピン	148,461,149	3.47
	ペルー	26,890,390	0.63
	トルコ	21,324,434	0.50
	小計	350,475,962	8.18
社債券	香港	119,618,008	2.79
	チリ	113,291,136	2.65
	カザフスタン	110,201,006	2.57
	英ヴァージン諸島	107,348,758	2.51
	パナマ	81,291,266	1.90
	インドネシア	71,527,987	1.67
	ケイマン	63,023,393	1.47
	オランダ	59,912,548	1.40

	ブラジル	44,646,439	1.04
	インド	43,228,805	1.01
	モロッコ	29,151,275	0.68
	コロンビア	27,624,199	0.64
	サウジアラビア	25,789,450	0.60
	バーレーン	24,182,449	0.56
	ペルー	23,260,872	0.54
	アゼルバイジャン	22,377,134	0.52
	南アフリカ	21,461,900	0.50
	トリニダードトバゴ	10,841,021	0.25
小計		998,777,646	23.32
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	165,073,812	3.85
合計(純資産総額)		4,283,071,805	100.00

（注）「国／地域」は、組入銘柄の発行地または登録地により分類されています。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ. 評価額上位銘柄明細

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
フィリピン	特殊債券	NATL POWER CORP 9.625%	950,000	14,732.70	139,960,706	15,627.48	148,461,149	9.625	2028/5/15	3.47
香港	社債券	CNAC HK FINBRID 4.875%	835,000	10,831.61	90,443,992	11,508.22	96,093,688	4.875	2025/3/14	2.24
インドネシア	国債証券	INDONESIA (REP) 7.75%	625,000	13,577.86	84,861,651	15,194.42	94,965,148	7.75	2038/1/17	2.22
メキシコ	特殊債券	PETROLEOS MEXICA 6.875%	800,000	10,454.81	83,638,528	11,369.06	90,952,525	6.875	2026/8/4	2.12
メキシコ	国債証券	UNITED MEXICAN 4.5%	700,000	10,868.19	76,077,378	11,357.03	79,499,252	4.5	2029/4/22	1.86
ロシア	国債証券	RUSSIA-EUROBOND 4.875%	600,000	11,121.00	66,726,004	11,608.56	69,651,384	4.875	2023/9/16	1.63
インドネシア	国債証券	INDONESIA GOV'T 8.375%	8,830,000,000	0.76	67,810,621	0.78	69,114,529	8.375	2024/3/15	1.61
トルコ	国債証券	TURKEY REP OF 6.125%	695,000	9,637.34	66,979,582	9,760.10	67,832,740	6.125	2028/10/24	1.58
ロシア	国債証券	RUSSIA-EUROBOND 4.375%	600,000	10,184.15	61,104,900	11,083.63	66,501,816	4.375	2029/3/21	1.55

ポーランド	国債証券	POLAND GOVT BOND 5.75%	1,880,000	3,202.71	60,210,974	3,183.55	59,850,832	5.75	2022/9/23	1.40
ブラジル	国債証券	BRAZIL-LTN 0%	2,000,000	2,534.06	50,681,361	2,542.58	50,851,743	—	2020/7/1	1.19
メキシコ	国債証券	UNITED MEXICAN 4.15%	450,000	10,380.99	46,714,491	11,171.12	50,270,058	4.15	2027/3/28	1.17
ブラジル	国債証券	BRAZIL NTN-F 10%	1,590,000	2,934.89	46,664,799	3,116.20	49,547,716	10	2029/1/1	1.16
メキシコ	国債証券	MEXICAN BONOS 7.5%	9,035,000	509.88	46,067,669	547.33	49,451,428	7.5	2027/6/3	1.15
ロシア	国債証券	RUSSIA-OFZ 7.5%	29,473,000	164.67	48,535,754	167.68	49,421,712	7.5	2021/8/18	1.15
コロンビア	国債証券	COLOMBIA REP OF 4.5%	420,000	10,887.95	45,729,430	11,504.67	48,319,622	4.5	2029/3/15	1.13
インドネシア	国債証券	INDONESIA (REP) 6.625%	340,000	12,204.84	41,496,488	13,624.99	46,324,994	6.625	2037/2/17	1.08
メキシコ	国債証券	MEXICAN BONOS 5.75%	9,100,000	465.25	42,337,904	499.34	45,440,178	5.75	2026/3/5	1.06
ブラジル	社債券	BANCO BRASL (CI) 4.75%	400,000	10,936.00	43,744,000	11,161.60	44,646,439	4.75	2024/3/20	1.04
南アフリカ	国債証券	REP SOUTH AFRICA 10.5%	5,290,000	805.28	42,599,636	819.76	43,365,475	10.5	2026/12/21	1.01
メキシコ	特殊債券	PETROLEOS MEXICA 6.5%	390,000	10,115.80	39,451,620	11,032.01	43,024,870	6.5	2027/3/13	1.00
トルコ	国債証券	TURKEY REP OF 7.25%	400,000	10,818.05	43,272,221	10,712.52	42,850,091	7.25	2023/12/23	1.00
コロンビア	国債証券	COLOMBIA REP OF 4.375%	1,360,000,000	3.07	41,789,721	3.12	42,542,606	4.375	2023/3/21	0.99
南アフリカ	国債証券	SOUTH AFRICA 4.3%	400,000	9,308.72	37,234,893	10,286.12	41,144,513	4.3	2028/10/12	0.96
英ヴァージン諸島	社債券	SINOPEC OVERSEAS 3.5%	375,000	10,328.88	38,733,329	10,966.56	41,124,622	3.5	2026/5/3	0.96
ケイマン	社債券	BRAZIL MINAS SPE 5.333%	360,000	10,553.24	37,991,664	11,362.50	40,905,014	5.333	2028/2/15	0.96
ロシア	国債証券	RUSSIA-OFZ 8.5%	23,150,000	164.59	38,103,402	176.14	40,778,322	8.5	2031/9/17	0.95
カザフスタン	社債券	KAZMUNAYGAS NAT 4.75%	350,000	10,443.88	36,553,580	11,448.84	40,070,953	4.75	2027/4/19	0.94
タイ	国債証券	THAILAND GOVT 1.875%	11,250,000	340.40	38,295,855	342.14	38,491,329	1.875	2022/6/17	0.90
トルコ	国債証券	TURKEY REP OF 7.625%	360,000	11,123.12	40,043,258	10,635.26	38,286,936	7.625	2029/4/26	0.89

（注）「国／地域」は、組入銘柄の発行地または登録地により分類されています。

ロ.種類別の投資比率

種類	投資比率（％）
国債証券	64.64
特殊債券	8.18
社債券	23.32
合計	96.15

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

（先物）

資産の種類	地域	取引所	資産の名称	買建 / 売建	数量	通貨	帳簿価額	帳簿価額（円）	評価額	評価額（円）	投資比率（％）
債券先物取引	アメリカ	シカゴ商品取引所	US5YN 1909	買建	18	米ドル	2,096,337.24	229,255,441	2,103,609.42	230,050,726	5.37
	アメリカ	シカゴ商品取引所	US2YN 1909	買建	11	米ドル	2,351,785.59	257,191,273	2,355,460.91	257,593,205	6.01
	アメリカ	シカゴ商品取引所	US10YN 1909	売建	7	米ドル	876,405.53	95,843,708	882,109.41	96,467,485	2.25
	アメリカ	シカゴ商品取引所	USLONGB 1909	買建	4	米ドル	600,634.56	65,685,396	609,750	66,682,260	1.56
	アメリカ	シカゴ商品取引所	US10ULTR1909	売建	27	米ドル	3,627,218.07	396,672,568	3,660,609.51	400,324,256	9.35
	アメリカ	シカゴ商品取引所	USULTRAB1909	買建	5	米ドル	851,199.72	93,087,202	868,437.5	94,972,325	2.22

（注）先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

U B S ニュー・メジャー・エコノミーズ株式マザーファンド

以下の運用状況は2019年 5月31日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資状況

資産の種類	国 / 地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	ブラジル	983,008,778	23.86
	ロシア	833,986,893	20.24
	インド	792,692,626	19.24
	ケイマン	514,558,618	12.49
	中国	360,523,877	8.75
	香港	326,155,226	7.92
	台湾	219,966,005	5.34
	小計	4,030,892,023	97.83

現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	89,245,545	2.17
合計(純資産総額)		4,120,137,568	100.00

（注）「国／地域」は、組入銘柄の発行地または登録地により分類されています。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ. 評価額上位銘柄明細

国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
ロシア	株式	SBERBANK OF RUSSIA PJSC	銀行	734,019	324.79	238,408,784	391.14	287,105,343	6.97
ロシア	株式	LUKOIL PJSC-SPON ADR	エネルギー	28,212	7,655.20	215,968,503	8,759.73	247,129,672	6.00
インド	株式	HDFC BANK LIMITED-FOREIGN	銀行	58,879	3,168.69	186,569,299	3,854.48	226,948,458	5.51
ロシア	株式	ROSNEFT OIL CO PJSC-REGS GDR	エネルギー	293,494	745.83	218,898,156	738.18	216,651,401	5.26
ブラジル	株式	PETROBRAS - PETROLEO BRAS-PR	エネルギー	293,445	668.95	196,301,940	717.81	210,639,956	5.11
ケイマン	株式	TENCENT HOLDINGS LTD	メディア・娯楽	44,400	4,071.59	180,778,826	4,522.13	200,782,838	4.87
ブラジル	株式	BANCO BRADESCO-ADR	銀行	195,245	875.97	171,029,465	1,009.39	197,078,897	4.78
ブラジル	株式	ITAU UNIBANCO H-SPON PRF ADR	銀行	185,048	983.14	181,929,275	961.27	177,881,905	4.32
中国	株式	CHINA CONSTRUCTION BANK-H	銀行	1,902,000	90.33	171,809,942	86.42	164,386,056	3.99
中国	株式	PING AN INSURANCE GROUP CO-H	保険	111,500	1,036.43	115,562,949	1,209.99	134,914,108	3.27
インド	株式	INDUSIND BANK LTD	銀行	48,298	2,413.37	116,560,993	2,507.30	121,097,672	2.94
ブラジル	株式	VALE SA	素材	87,851	1,382.10	121,419,526	1,372.77	120,599,613	2.93
ケイマン	株式	ALIBABA GROUP HOLDING-SP ADR	小売	6,648	16,440.08	109,293,710	16,521.01	109,831,709	2.67
台湾	株式	TAIWAN SEMICONDUCTOR-SP ADR	半導体・半導体製造装置	26,200	3,932.58	103,033,743	4,160.05	108,993,425	2.65
インド	株式	MAHINDRA & MAHINDRA LTD	自動車・自動車部品	99,665	1,178.83	117,488,889	1,045.48	104,198,362	2.53
ブラジル	株式	AMBEV SA	食品・飲料・タバコ	203,000	444.68	90,272,069	478.45	97,126,060	2.36
香港	株式	CNOOC LTD	エネルギー	533,000	176.75	94,212,653	182.05	97,036,061	2.36
ブラジル	株式	ESTACIO PARTICIPACOES SA	消費者サービス	116,300	753.35	87,615,637	794.12	92,357,144	2.24
インド	株式	HCL TECHNOLOGIES LTD	ソフトウェア・サービス	50,906	1,546.89	78,746,441	1,703.55	86,721,222	2.10
インド	株式	GAIL INDIA LTD	公益事業	151,984	544.70	82,786,445	567.61	86,268,398	2.09
インド	株式	ITC LTD	食品・飲料・タバコ	185,483	443.18	82,204,210	456.06	84,592,675	2.05
香港	株式	AIA GROUP LTD	保険	80,400	888.67	71,449,470	1,046.19	84,114,239	2.04
ロシア	株式	MOBILE TELESYSTEMS-SP ADR	電気通信サービス	96,800	758.95	73,467,173	858.47	83,100,477	2.02
インド	株式	POWER GRID CORP OF INDIA LTD	公益事業	274,303	283.92	77,881,753	302.09	82,865,839	2.01

ケイマン	株式	TAL EDUCATION GROUP- ADR	消費者サービス	21,900	2,953.81	64,688,518	3,753.23	82,195,851	1.99
香港	株式	GALAXY ENTERTAINMENT GROUP L	消費者サービス	115,000	656.15	75,457,917	653.78	75,185,390	1.82
香港	株式	CHINA MOBILE LTD	電気通信サービス	71,500	1,058.04	75,650,290	976.49	69,819,536	1.69
台湾	株式	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFAC	半導体・半導体製造装置	83,000	760.48	63,120,600	799.26	66,338,580	1.61
中国	株式	CHINA VANKE CO LTD-H	不動産	157,700	363.13	57,266,705	388.22	61,223,713	1.49
ブラジル	株式	RUMO SA	運輸	91,000	478.66	43,558,937	531.43	48,360,312	1.17

（注）「国／地域」は、組入銘柄の発行地または登録地により分類されています。

ロ.種類別及び業種別投資比率

種類	国内 / 外国	業種	投資比率 (%)
株式	外国	エネルギー	18.72
		素材	2.93
		運輸	1.17
		自動車・自動車部品	2.53
		消費者サービス	7.11
		メディア・娯楽	4.87
		小売	3.61
		食品・飲料・タバコ	4.41
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	1.01
		銀行	28.51
		保険	5.32
		不動産	1.49
		ソフトウェア・サービス	2.10
		電気通信サービス	3.71
		公益事業	4.11
		半導体・半導体製造装置	6.23
合計			97.83

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

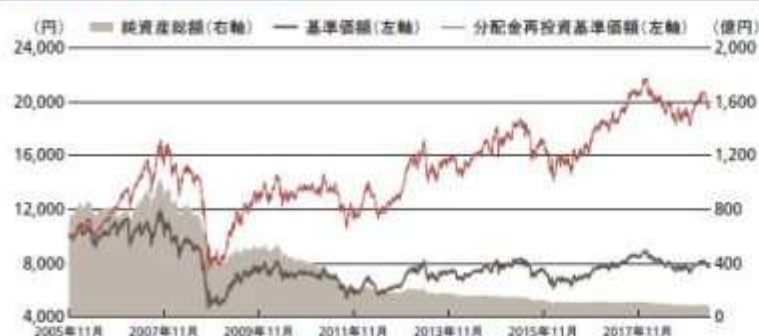
参考情報

運用実績

◎最新の運用実績は委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

◎運用実績はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

基準価額・純資産の推移（2019年5月31日現在）



※基準価額は運用管理費用（信託報酬）控除後で算出。

※分配金再投資基準価額は、運用管理費用（信託報酬）控除後で、収益分配が行われた場合には税引前の当該分配金を再投資したものととして算出。

分配の推移（1万口当たり、税引前）

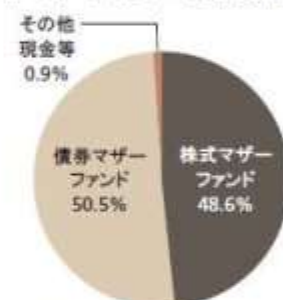
2019年1月	20円
2019年2月	20円
2019年3月	20円
2019年4月	20円
2019年5月	20円
直近1年間累計	240円
設定来累計	8,110円

主要な資産の状況（2019年5月31日現在）

UBSニュー・メジャー・エコノミーズ株式マザーファンド[組入上位10銘柄]

銘柄名	国名	業種	構成比
1 SBERBANK OF RUSSIA PJSC	ロシア	銀行	7.0%
2 LUKOIL PJSC-SPON ADR	ロシア	エネルギー	6.0%
3 HDFC BANK LIMITED-FOREIGN	インド	銀行	5.5%
4 ROSNEFT OIL CO PJSC-REGS GDR	ロシア	エネルギー	5.3%
5 PETROBRAS - PETROLEO BRAS-PR	ブラジル	エネルギー	5.1%
6 TENCENT HOLDINGS LTD	ケイマン	メディア・娯楽	4.9%
7 BANCO BRADESCO-ADR	ブラジル	銀行	4.8%
8 ITAU UNIBANCO H-SPON PRF ADR	ブラジル	銀行	4.3%
9 CHINA CONSTRUCTION BANK-H	中国	銀行	4.0%
10 PING AN INSURANCE GROUP CO-H	中国	保険	3.3%

各マザーファンドへの投資割合



※各構成比は、純資産総額に占める割合です。

※表示桁未満の数値がある場合、四捨五入で処理しています。

UBSニュー・メジャー・エコノミーズ債券マザーファンド[組入上位10銘柄]

銘柄名	国名	種別	利率	償還日	構成比
1 NATL POWER CORP 9.625%	フィリピン	特殊債券	9.625%	2028/5/15	3.5%
2 CNAC HK FINBRID 4.875%	香港	社債券	4.875%	2025/3/14	2.2%
3 INDONESIA (REP) 7.75%	インドネシア	国債証券	7.750%	2038/1/17	2.2%
4 PETROLEOS MEXICA 6.875%	メキシコ	特殊債券	6.875%	2026/8/4	2.1%
5 UNITED MEXICAN 4.5%	メキシコ	国債証券	4.500%	2029/4/22	1.9%
6 RUSSIA-EUROBOND 4.875%	ロシア	国債証券	4.875%	2023/9/16	1.6%
7 INDONESIA GOV'T 8.375%	インドネシア	国債証券	8.375%	2024/3/15	1.6%
8 TURKEY REP OF 6.125%	トルコ	国債証券	6.125%	2028/10/24	1.6%
9 RUSSIA-EUROBOND 4.375%	ロシア	国債証券	4.375%	2029/3/21	1.6%
10 POLAND GOVT BOND 5.75%	ポーランド	国債証券	5.750%	2022/9/23	1.4%

※構成比は、各マザーファンドの純資産総額に占める割合。

※「国名」は、組入銘柄の発行地または登録地により分類されるため、当ファンドの収益の源泉となる国とは一致しない場合があります。

年間収益率の推移（2019年5月31日現在）



※2019年は年初から5月末までの騰落率。

※税引前分配金を再投資したものととして算出。

※ファンドにはベンチマークはありません。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

(1) 申込方法

販売会社所定の方法でお申し込みください。

(2) コースの選択

収益分配金の受取方法によって、＜分配金再投資コース＞と＜分配金受取りコース＞の2通りがあります。ただし、販売会社によって取扱コースは異なります。また、＜分配金再投資コース＞を利用する場合は、販売会社と別に定める自動けいぞく投資約款にしたがい契約を締結します。なお、上記の契約または規定について、別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約が用いられることがあり、この場合上記の契約または規定は、当該別の名称に読み替えるものとします。

＜分配金再投資コース＞

収益分配金を自動的に再投資するコースです。

＜分配金受取りコース＞

収益分配金を再投資せず、その都度受け取るコースです。

(3) 申込みの受付

販売会社の営業日に受け付けます。

(4) 取扱時間

原則として、午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

(5) 取得申込不可日

販売会社の営業日であっても、取得申込日がロンドン証券取引所、ニューヨーク証券取引所、スイス取引所およびシンガポール証券取引所またはロンドンの銀行、ニューヨークの銀行、チューリッヒの銀行またはシンガポールの銀行の休業日に該当する場合は、取得の申込みの受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(6) 申込金額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に、申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額です。

「分配金再投資コース」において収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。

(7) 申込単位（当初元本1口＝1円）

1円または1口単位を最低単位として、販売会社が独自に定める単位とします。

詳しくは、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先

＜UBSアセット・マネジメント株式会社＞

ホームページアドレス：<http://www.ubs.com/japanfunds/>

電話番号：03-5293-3700（営業日の9:00-17:00）

(8) 申込代金の支払い

取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する日までに販売会社へお支払いください。

(9) 受付の中止および取消

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた取得の申込みの受付を取り消すことができます。

金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

2【換金（解約）手続等】

< 解約請求による換金 >

(1) 解約の受付

販売会社の営業日に受け付けます。

(2) 取扱時間

原則として、午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

（３）解約請求不可日

販売会社の営業日であっても、解約請求日がロンドン証券取引所、ニューヨーク証券取引所、スイス取引所およびシンガポール証券取引所またはロンドンの銀行、ニューヨークの銀行、チューリッヒの銀行またはシンガポールの銀行の休業日に該当する場合は、解約請求の受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（４）解約制限

信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口解約には制限を設ける場合があります。

（５）解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

- ・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先

<UBSアセット・マネジメント株式会社>

ホームページアドレス：<http://www.ubs.com/japanfunds/>

電話番号：03-5293-3700（営業日の9:00-17:00）

（６）手取額

1口当たりの手取額は、解約価額から所得税および地方税を差し引いた金額となります。

税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。

詳しくは、「課税上の取扱い」をご覧ください。

（７）解約単位

1口単位とします。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（８）解約代金の支払い

原則として、解約請求受付日から起算して5営業日目からお支払いします。

（９）受付の中止および取消

- ・委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止すること、および既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。
- ・解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が解約請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の解約請求を受け付けることができる日とします。）に解約請求を受け付けたものとして取り扱います。

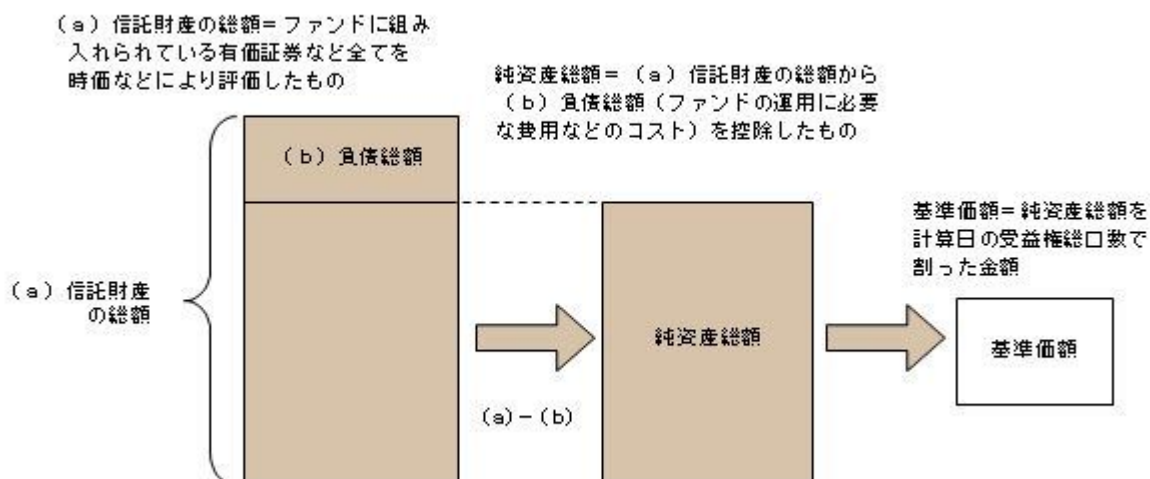
3【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

基準価額の算出

- ・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。
- ・基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、ファンドは1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

<基準価額算出の流れ>



有価証券などの評価基準

- ・信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価します。

<主な資産の評価方法>

マザーファンド受益証券

基準価額計算日の基準価額で評価します。

外国株式

原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日における外国金融商品市場の最終相場で評価します。

外国公社債

原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日における以下のいずれかの価額で評価します。

- ・日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）
- ・金融商品取引業者（第一種金融商品取引業者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。）、銀行などの提示する価額（売気配相場を除きます。）
- ・価格情報会社の提供する価額

残存期間1年以内の公社債などについては、一部償却原価法により評価することができます。

- ・外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客相場の仲値によって計算します。

基準価額の照会方法

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先

<UBSアセット・マネジメント株式会社>

ホームページアドレス：<http://www.ubs.com/japanfunds/>

電話番号：03-5293-3700（営業日の9:00-17:00）

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

無期限とします（2005年11月25日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(4) 【計算期間】

毎月26日から翌月25日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日を計算

期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

（５）【その他】

信託の終了（繰上償還）

- １）委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。
 - イ）受益者の解約により純資産総額が50億円を下回ることとなった場合
 - ロ）繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき
 - ハ）やむを得ない事情が発生したとき
- ２）この場合、あらかじめ、その旨およびその理由などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行ないません。
- ３）この繰上償還に異議のある受益者は、一定の期間内（１ヵ月以上で委託会社が定めます。以下同じ。）に異議を述べることができます。（後述の「異議の申立て」をご覧ください。）
- ４）委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「異議の申立て」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。
 - イ）信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、一定の期間を設けてその公告および書面の交付が困難な場合
 - ロ）監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき
 - ハ）委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき（監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じ、異議申立の結果、信託約款の変更が成立の場合を除きます。）
- 二）受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき
- ５）繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

償還金について

- ・償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して５営業日まで）から受益者に支払います。
- ・償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。

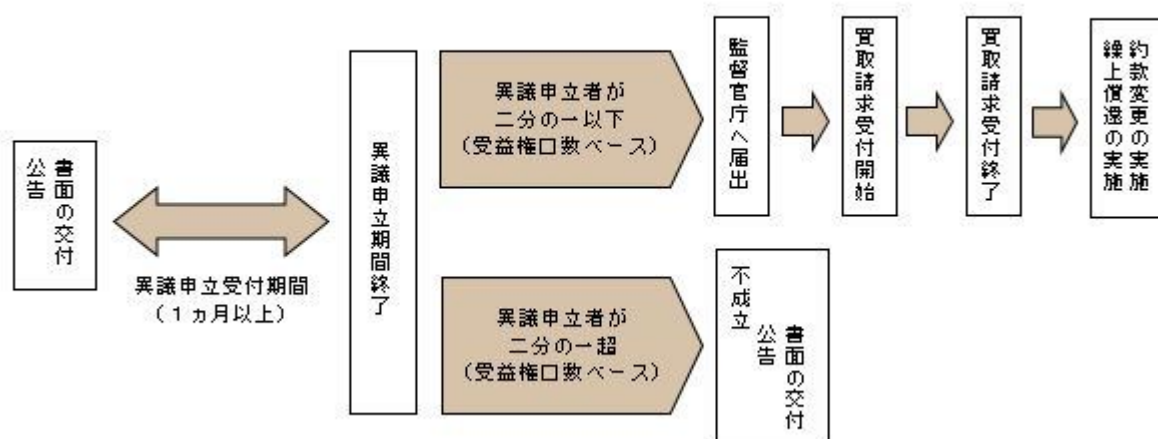
信託約款の変更

- １）委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更することができます。信託約款の変更を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
- ２）この変更事項のうち、その内容が重大なものについては、あらかじめ、その旨およびその内容などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行ないません。
- ３）この信託約款の変更に異議のある受益者は、一定の期間内に異議を述べることができます。（後述の「異議の申立て」をご覧ください。）
- ４）委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「異議の申立て」の規定を適用します。

異議の申立て

- １）繰上償還または信託約款の重大な変更に対して、受益者は一定の期間内に委託会社に対して所定の手続きにより異議を述べるすることができます。一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一を超えるときは、繰上償還または信託約款の変更は行ないません。
- ２）委託会社は、繰上償還または信託約款の変更を行わない場合は、その旨およびその理由などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行ないません。
- ３）なお、一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一以下で、繰上償還、信託約款の変更を行なう場合は、異議を述べた受益者は受託会社に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買い取るべき旨を請求できます。

＜繰上償還、信託約款の重大な変更を行なう場合の手続きの流れ＞



公告

公告は日本経済新聞に掲載します。

運用報告書の作成

- ・委託会社は、年2回（5月、11月）および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成します。
- ・交付運用報告書は、原則として知れている受益者に対して交付されます。
- ・運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付請求があった場合には、交付します。

ホームページ アドレス <http://www.ubs.com/japanfunds/>

関係法人との契約について

- ・販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。
- ・投資顧問会社とのマザーファンドにおける運用の指図に関する権限の委託契約は、当該ファンドの信託期間終了まで存続します。ただし、投資顧問会社、委託会社が重大な契約違反を行なったとき、その他契約を継続し難い重大な事由があるときは、相手方に通知をなすことにより契約を終了することができます。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

（1）収益分配金・償還金受領権

- ・受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。
- ・ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

（2）解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき販売会社を通じて、委託会社に解約の請求をすることができます。

（3）帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間(2018年11月27日から2019年5月27日まで)の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

【U B S ニュー・メジャー・バランス・ファンド（毎月分配型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 2018年11月26日現在	当期 2019年 5月27日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	100,586,407	85,199,681
親投資信託受益証券	8,635,602,688	8,367,268,424
未収入金	38,000,000	39,000,000
流動資産合計	8,774,189,095	8,491,468,105
資産合計	8,774,189,095	8,491,468,105
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	23,102,181	21,935,859
未払解約金	4,202,785	4,672,570
未払受託者報酬	503,566	493,804
未払委託者報酬	14,267,639	13,991,158
未払利息	283	240
その他未払費用	225,536	227,657
流動負債合計	42,301,990	41,321,288
負債合計	42,301,990	41,321,288
純資産の部		
元本等		
元本	11,551,090,702	10,967,929,681
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	2,819,203,597	2,517,782,864
（分配準備積立金）	72,209,711	52,067,339
元本等合計	8,731,887,105	8,450,146,817
純資産合計	8,731,887,105	8,450,146,817
負債純資産合計	8,774,189,095	8,491,468,105

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自 2018年 5月26日 至 2018年11月26日	当期 自 2018年11月27日 至 2019年 5月27日
営業収益		
有価証券売買等損益	420,678,349	396,665,736
営業収益合計	420,678,349	396,665,736
営業費用		
支払利息	47,988	47,967
受託者報酬	3,037,570	2,853,733
委託者報酬	86,064,259	80,855,670
その他費用	1,194,069	1,150,327
営業費用合計	90,343,886	84,907,697
営業利益又は営業損失（ ）	511,022,235	311,758,039
経常利益又は経常損失（ ）	511,022,235	311,758,039
当期純利益又は当期純損失（ ）	511,022,235	311,758,039
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	1,858,681	2,455,570
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	2,313,894,353	2,819,203,597
剰余金増加額又は欠損金減少額	154,846,286	135,342,915
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	154,846,286	135,342,915
剰余金減少額又は欠損金増加額	9,036,358	8,503,156
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	9,036,358	8,503,156
分配金	141,955,618	134,721,495
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	2,819,203,597	2,517,782,864

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1) 特定期間末日の取扱い 2018年11月25日が休日のため、前特定期間末日を2018年11月26日としております。 また2019年 5月25日および26日が休日のため、当特定期間末日を2019年 5月27日としております。このため、当特定期間は182日となっております。 (2) 金融商品の時価に関する補足情報 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（貸借対照表に関する注記）

項目		前期 2018年11月26日現在	当期 2019年 5月27日現在
1.	特定期間末日における受益権の総数	11,551,090,702口	10,967,929,681口
2.	元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は2,819,203,597円です。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は2,517,782,864円です。
3.	特定期間末日における1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.7559円 (7,559円)	0.7704円 (7,704円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

前期 自 2018年 5月26日 至 2018年11月26日		当期 自 2018年11月27日 至 2019年 5月27日	
1. 分配金の計算過程 自 2018年 5月26日 至 2018年 6月25日		1. 分配金の計算過程 自 2018年11月27日 至 2018年12月25日	
A	費用控除後の配当等収益額 12,525,115円	A	費用控除後の配当等収益額 12,484,246円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0円	B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0円
C	収益調整金額 142,793,679円	C	収益調整金額 135,253,317円
D	分配準備積立金額 60,473,709円	D	分配準備積立金額 71,484,870円
E	当ファンドの分配対象収益額 215,792,503円	E	当ファンドの分配対象収益額 219,222,433円

F	10,000口当たり収益分配対象額	178円	F	10,000口当たり収益分配対象額	191円
G	10,000口当たり分配金額	20円	G	10,000口当たり分配金額	20円
H	収益分配金金額	24,212,406円	H	収益分配金金額	22,883,451円
	自 2018年 6月26日			自 2018年12月26日	
	至 2018年 7月25日			至 2019年 1月25日	
A	費用控除後の配当等収益額	78,915,966円	A	費用控除後の配当等収益額	30,262,509円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円
C	収益調整金額	142,097,586円	C	収益調整金額	134,735,332円
D	分配準備積立金額	48,505,796円	D	分配準備積立金額	60,797,898円
E	当ファンドの分配対象収益額	269,519,348円	E	当ファンドの分配対象収益額	225,795,739円
F	10,000口当たり収益分配対象額	223円	F	10,000口当たり収益分配対象額	198円
G	10,000口当たり分配金額	20円	G	10,000口当たり分配金額	20円
H	収益分配金金額	24,086,881円	H	収益分配金金額	22,788,778円
	自 2018年 7月26日			自 2019年 1月26日	
	至 2018年 8月27日			至 2019年 2月25日	
A	費用控除後の配当等収益額	12,563,016円	A	費用控除後の配当等収益額	29,313,469円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円
C	収益調整金額	140,335,652円	C	収益調整金額	133,646,229円
D	分配準備積立金額	101,962,106円	D	分配準備積立金額	67,656,623円
E	当ファンドの分配対象収益額	254,860,774円	E	当ファンドの分配対象収益額	230,616,321円
F	10,000口当たり収益分配対象額	214円	F	10,000口当たり収益分配対象額	204円
G	10,000口当たり分配金額	20円	G	10,000口当たり分配金額	20円
H	収益分配金金額	23,779,012円	H	収益分配金金額	22,597,165円
	自 2018年 8月28日			自 2019年 2月26日	
	至 2018年 9月25日			至 2019年 3月25日	
A	費用控除後の配当等収益額	21,751,590円	A	費用控除後の配当等収益額	12,540,760円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円
C	収益調整金額	138,687,111円	C	収益調整金額	132,343,357円
D	分配準備積立金額	89,590,046円	D	分配準備積立金額	73,583,255円
E	当ファンドの分配対象収益額	250,028,747円	E	当ファンドの分配対象収益額	218,467,372円
F	10,000口当たり収益分配対象額	212円	F	10,000口当たり収益分配対象額	195円
G	10,000口当たり分配金額	20円	G	10,000口当たり分配金額	20円
H	収益分配金金額	23,490,111円	H	収益分配金金額	22,369,668円
	自 2018年 9月26日			自 2019年 3月26日	
	至 2018年10月25日			至 2019年 4月25日	
A	費用控除後の配当等収益額	12,450,885円	A	費用控除後の配当等収益額	19,851,813円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円
C	収益調整金額	137,525,132円	C	収益調整金額	131,058,881円
D	分配準備積立金額	87,037,099円	D	分配準備積立金額	63,084,983円
E	当ファンドの分配対象収益額	237,013,116円	E	当ファンドの分配対象収益額	213,995,677円
F	10,000口当たり収益分配対象額	203円	F	10,000口当たり収益分配対象額	193円
G	10,000口当たり分配金額	20円	G	10,000口当たり分配金額	20円
H	収益分配金金額	23,285,027円	H	収益分配金金額	22,146,574円

自 2018年10月26日 至 2018年11月26日		自 2019年 4月26日 至 2019年 5月27日	
A 費用控除後の配当等収益額	19,759,643円	A 費用控除後の配当等収益額	13,822,398円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円
C 収益調整金額	136,502,364円	C 収益調整金額	129,843,549円
D 分配準備積立金額	75,552,249円	D 分配準備積立金額	60,180,800円
E 当ファンドの分配対象収益額	231,814,256円	E 当ファンドの分配対象収益額	203,846,747円
F 10,000口当たり収益分配対象額	200円	F 10,000口当たり収益分配対象額	185円
G 10,000口当たり分配金額	20円	G 10,000口当たり分配金額	20円
H 収益分配金金額	23,102,181円	H 収益分配金金額	21,935,859円
2.信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 報酬対象期間の日々におけるベビーファンドの信託財産に属する当該マザーファンドの受益証券の純資産総額に年率0.26%以内を乗じて日割り計算し、当該報酬対象期間に応じて合計した金額		2.信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 同左	

（金融商品に関する注記）

.金融商品の状況に関する事項

項目	前期	当期
	自 2018年 5月26日 至 2018年11月26日	自 2018年11月27日 至 2019年 5月27日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託として、親投資信託受益証券等の金融商品を主要投資対象とし、信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき運用を行っております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、親投資信託受益証券、コール・ローン等の金銭債権および金銭債務です。また、当ファンドが親投資信託受益証券への投資を通じて保有する主な金融資産は、株式、公社債等、為替予約取引、債券先物取引です。これらは、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、流動性リスクに晒されております。	同左

3.金融商品に係るリスク管理体制	取引の執行については、投資対象、投資制限等を規定した運用ガイドラインに従って運用部門が執行します。 管理部門は、運用ガイドラインに則って適切な運用がされているかおよび、運用結果の定期的な検証を通じて、下記に掲げる各種リスクが適切に管理されていることをモニタリングしています。 また、それらの状況は定期的に開催される各委員会に報告され、状況の把握・確認が行われるほか、適切な運営について検証が行われます。 ・市場リスク ファンドのパフォーマンスが一定の許容範囲内にあるかどうかモニタリングし、リターンの大きな変動を注視することで市場リスクが適切に管理されていることを確認しています。 ・信用リスク、流動性リスク 運用ガイドラインに従って、証券格付や、証券や発行体への集中投資制限をモニタリングし、投資対象に関するこれらのリスクが適切に管理されていることを確認しています。 また、取引先の信用リスクについては、グループポリシーで認められた相手に限定することで、これを管理しています。	同左
------------------	---	----

金融商品の時価等に関する事項

項目	前期 2018年11月26日現在	当期 2019年 5月27日現在
1.貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	金融商品は原則として全て時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2.金融商品時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、帳簿価額は時価と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。 (2)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「1.有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (3)デリバティブ取引	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2)有価証券 売買目的有価証券 同左 (3)デリバティブ取引

	デリバティブ取引等に関する注記に記載 しております。	同左
--	-------------------------------	----

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	前期 2018年11月26日現在	当期 2019年 5月27日現在
	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）
親投資信託受益証券	143,524,768	471,102,235
合計	143,524,768	471,102,235

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

項目	前期 自 2018年 5月26日 至 2018年11月26日	当期 自 2018年11月27日 至 2019年 5月27日
元本の推移		
期首元本額	12,216,737,382円	11,551,090,702円
期中追加設定元本額	40,762,678円	38,058,395円
期中一部解約元本額	706,409,358円	621,219,416円

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表
株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	UBSニュー・メジャー・エコノミーズ債券マザーファンド	1,762,238,482	4,289,993,360	
	UBSニュー・メジャー・エコノミーズ株式マザーファンド	1,829,523,048	4,077,275,064	
合 計		3,591,761,530	8,367,268,424	

(注)親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは「UBSニュー・メジャー・エコノミーズ債券マザーファンド」および「UBSニュー・メジャー・エコノミーズ株式マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券です。

なお、同ファンドの状況は以下の通りです。

「UBSニュー・メジャー・エコノミーズ債券マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外です。

UBSニュー・メジャー・エコノミーズ債券マザーファンド

貸借対照表

(単位:円)

	2018年11月26日現在	2019年 5月27日現在
資産の部		
流動資産		
預金	251,608,156	131,345,828
コール・ローン	71,314	71,227
国債証券	2,760,145,408	2,770,243,120
特殊債券	319,088,161	348,809,032
社債券	944,708,890	997,712,959
派生商品評価勘定	7,700,835	196,760
未収入金	-	23,268,750
未収利息	50,779,828	53,077,999
前払金	-	1,345,575
前払費用	2,059,111	1,466,027
差入委託証拠金	2,684,134	1,878,144
流動資産合計	4,338,845,837	4,329,415,421
資産合計	4,338,845,837	4,329,415,421

	2018年11月26日現在	2019年 5月27日現在
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	6,234,532	404,030
前受金	384,674	-
未払解約金	-	39,000,000
流動負債合計	6,619,206	39,404,030
負債合計	6,619,206	39,404,030
純資産の部		
元本等		
元本	1,858,259,853	1,762,238,482
剰余金		
剰余金又は欠損金（ ）	2,473,966,778	2,527,772,909
元本等合計	4,332,226,631	4,290,011,391
純資産合計	4,332,226,631	4,290,011,391
負債純資産合計	4,338,845,837	4,329,415,421

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、特殊債券、社債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、または価格情報会社の提供する価額に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	(1) 債券先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として、開示対象ファンドの期末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場によっております。 (2) 為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として、わが国における開示対象ファンドの期末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。
3. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における開示対象ファンドの期末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1) 外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定および外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。 (2) 金融商品の時価に関する補足情報 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（貸借対照表に関する注記）

項目		2018年11月26日現在	2019年 5月27日現在
1 .	開示対象ファンドの期末日における受益権の総数	1,858,259,853口	1,762,238,482口
2 .	開示対象ファンドの期末日における1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	2.3313円 (23,313円)	2.4344円 (24,344円)

（金融商品に関する注記）

. 金融商品の状況に関する事項

項目	自 2018年 5月26日 至 2018年11月26日	自 2018年11月27日 至 2019年 5月27日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託として、公社債等の金融商品を主要投資対象とし、信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき運用を行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、公社債等、為替予約取引、債券先物取引、コール・ローン等の金銭債権および金銭債務です。これらは、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、流動性リスクに晒されております。 なお、為替予約取引は、外貨建金銭債権債務の為替変動リスクを低減する目的で利用しております。 また、債券先物取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資することを目的として利用しております。	同左

3.金融商品に係るリスク管理体制	取引の執行については、投資対象、投資制限等を規定した運用ガイドラインに従って運用部門が執行します。 管理部門は、運用ガイドラインに則って適切な運用がされているかおよび、運用結果の定期的な検証を通じて、下記に掲げる各種リスクが適切に管理されていることをモニタリングしています。 また、それらの状況は定期的開催される各委員会に報告され、状況の把握・確認が行われるほか、適切な運営について検証が行われます。 ・市場リスク ファンドのパフォーマンスが一定の許容範囲内にあるかどうかモニタリングし、リターンの大きな変動を注視することで市場リスクが適切に管理されていることを確認しています。 ・信用リスク、流動性リスク 運用ガイドラインに従って、証券格付や、証券や発行体への集中投資制限をモニタリングし、投資対象に関するこれらのリスクが適切に管理されていることを確認しています。 また、取引先の信用リスクについては、グループポリシーで認められた相手に限定することで、これを管理しています。	同左
------------------	--	----

金融商品の時価等に関する事項

項目	2018年11月26日現在	2019年 5月27日現在
1.貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	金融商品は原則として全て時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2.金融商品時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、帳簿価額は時価と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。 (2)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「1.有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (3)デリバティブ取引 デリバティブ取引等に関する注記に記載しております。	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2)有価証券 売買目的有価証券 同左 (3)デリバティブ取引 同左

3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	デリバティブ取引に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左
---------------------------	---	----

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	2018年11月26日現在	2019年 5月27日現在
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）	当計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）
国債証券	143,973,131	113,635,535
特殊債券	39,251,182	18,766,417
社債券	47,568,949	67,916,756
合計	230,793,262	200,318,708

(注)当計算期間の損益に含まれた評価差額は、当該親投資信託の期首日から開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額です。

（デリバティブ取引等に関する注記）

取引の時価等に関する事項

通貨関連

（2018年11月26日現在）

該当事項はありません。

（2019年 5月27日現在）

区分	種類	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
			うち1年超（円）		
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	39,000,000	-	39,048,145	48,145
合計		39,000,000	-	39,048,145	48,145

(注1)時価の算定方法

為替予約の時価

1. 開示対象ファンドの期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

開示対象ファンドの期末日において為替予約の受渡日(以下「当該日」といいます。)の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該対顧客先物売買相場の仲値により評価しております。

開示対象ファンドの期末日において当該日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は以下の方法によっております。

イ) 開示対象ファンドの期末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後2つの対顧客先物売買相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。

ロ) 開示対象ファンドの期末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値により評価しております。

2. 開示対象ファンドの期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、開示対象ファンドの期末日の対顧客電信売買相場の仲値により評価しております。

(注2)デリバティブ取引にヘッジ会計は適用されておりません。

取引の時価等に関する事項 債券関連

(2018年11月26日現在)

区分	種類	契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
			うち1年超(円)		
市場取引	債券先物取引				
	買建	908,149,781	-	904,931,999	3,217,782
	売建	551,285,472	-	546,601,387	4,684,085
合計		1,459,435,253	-	1,451,533,386	1,466,303

(2019年 5月27日現在)

区分	種類	契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
			うち1年超(円)		
市場取引	債券先物取引				
	買建	646,036,326	-	646,096,211	59,885
	売建	493,155,496	-	493,374,506	219,010
合計		1,139,191,822	-	1,139,470,717	159,125

(注1)

1. 時価の算定方法

債券先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として開示対象ファンドの期末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、開示対象ファンドの期末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2.債券先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

3.契約額等には手数料相当額を考慮しておりません。

（注2）デリバティブ取引にヘッジ会計は適用されております。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

項目	自 2018年 5月26日 至 2018年11月26日	自 2018年11月27日 至 2019年 5月27日
1.元本の推移		
本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	2,133,375,333円	1,858,259,853円
期中追加設定元本額	- 円	- 円
期中一部解約元本額	275,115,480円	96,021,371円
2.開示対象ファンドの期末日における元本の内訳		
U B S ニュー・メジャー・バランス・ファンド（毎月分配型）	1,858,259,853円	1,762,238,482円
合計	1,858,259,853円	1,762,238,482円

附属明細表

第 1 有価証券明細表 株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種 類	通貨	銘 柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	米ドル	BRAZIL REP OF 4.5%	200,000.00	196,223.00	
		BRAZIL REP OF 4.625%	270,000.00	271,418.85	
		BRAZIL REP OF 5.625%	270,000.00	267,214.95	
		COLOMBIA REP OF 4.5%	420,000.00	440,160.00	
		COLOMBIA REP OF 6.125%	250,000.00	292,721.25	
		COSTA RICA GOVT 7%	115,000.00	109,379.37	

DOMINICAN REPUB L 6.5%	150,000.00	152,729.25	
DOMINICAN REPUB L 6%	150,000.00	156,722.25	
EL SALVADOR REP 8.25%	250,000.00	268,125.00	
GEORGIA REP OF 6.875%	200,000.00	210,773.00	
HUNGARY 7.625%	110,000.00	167,461.25	
INDONESIA (REP) 4.125%	250,000.00	257,351.25	
INDONESIA (REP) 6.625%	340,000.00	423,257.50	
INDONESIA (REP) 7.75%	625,000.00	867,765.62	
IVORY COAST-PDI 6.375%	200,000.00	190,750.00	
JORDAN 7.375%	200,000.00	191,500.00	
OMAN INTRNL BOND 5.625%	300,000.00	279,000.00	
OMAN INTRNL BOND 6.75%	210,000.00	180,862.50	
PARAGUAY 5.6%	265,000.00	281,595.62	
PARAGUAY 5%	70,000.00	73,850.00	
QATAR STATE OF 3.375%	285,000.00	289,987.50	
QATAR STATE OF 4.817%	200,000.00	214,500.00	
QATAR STATE OF 4%	200,000.00	207,535.00	
REPUBLIC OF GABO 6.375%	300,000.00	287,625.00	
ROMANIA 4.375%	70,000.00	72,595.25	
ROMANIA 4.875%	200,000.00	211,750.00	
RUSSIA-EUROBOND 4.375%	600,000.00	607,500.00	
RUSSIA-EUROBOND 4.875%	600,000.00	636,600.00	
SAUDI INT BOND 4.375%	200,000.00	210,200.00	
SAUDI INT BOND 5.25%	200,000.00	216,487.00	
SBSN INDO III 4.4%	230,000.00	236,905.75	
SOUTH AFRICA 4.3%	400,000.00	375,230.00	
SOUTH AFRICA 4.875%	250,000.00	250,098.75	
SOUTH AFRICA 5.875%	200,000.00	211,750.00	
TURKEY REP OF 6.125%	695,000.00	606,265.87	
TURKEY REP OF 7.25%	400,000.00	386,722.00	
TURKEY REP OF 7.625%	360,000.00	342,450.00	
UNITED MEXICAN 3.75%	340,000.00	334,900.00	
UNITED MEXICAN 4.15%	450,000.00	457,537.50	
UNITED MEXICAN 4.5%	700,000.00	724,150.00	
UNITED MEXICAN 6.05%	250,000.00	286,062.50	

	URUGUAY 4.375%	29,556.00	30,934.63	
	URUGUAY 4.375%	46,842.00	48,912.65	
	URUGUAY 5.1%	285,000.00	302,456.25	
	VENEZUELA 7%	700,000.00	182,000.00	
	VENEZUELA 8.25%	500,000.00	136,250.00	
	VENEZUELA 9.25%	635,000.00	173,037.50	
	VENEZUELA 9.375%	350,000.00	107,625.00	
	VENEZUELA 9%	250,000.00	68,437.50	
	VIETNAM (REP OF) 4.8%	250,000.00	262,397.50	
米ドル 小計		15,021,398.00	13,757,763.81	
			(1,506,475,137)	
メキシコ・ペソ	MEXICAN BONOS 10%	1,400,000.00	1,615,117.28	
	MEXICAN BONOS 5.75%	9,100,000.00	8,052,499.00	
	MEXICAN BONOS 7.5%	9,035,000.00	8,764,130.70	
	MEXICAN BONOS 8.5%	550,000.00	554,818.00	
メキシコ・ペソ 小計		20,085,000.00	18,986,564.98	
			(109,172,748)	
ブラジル・レアル	BRAZIL NTN-F 10%	855,000.00	945,932.31	
	BRAZIL NTN-F 10%	1,590,000.00	1,766,265.20	
	BRAZIL-LTN 0%	600,000.00	577,862.00	
	BRAZIL-LTN 0%	2,000,000.00	1,866,912.84	
ブラジル・レアル 小計		5,045,000.00	5,156,972.35	
			(140,372,787)	
チリ・ペソ	TESORERIA PESOS 4.7%	105,000,000.00	111,688,678.50	
	TESORERIA PESOS 5%	100,000,000.00	109,520,580.00	
チリ・ペソ 小計		205,000,000.00	221,209,258.50	
			(34,862,579)	
コロンビア・ペソ	COLOMBIA REP OF 4.375%	1,360,000,000.00	1,306,117,344.00	
	COLOMBIA REP OF 7.75%	450,000,000.00	468,672,885.00	
	COLOMBIA REP OF 9.85%	895,000,000.00	1,107,323,535.00	
コロンビア・ペソ 小計		2,705,000,000.00	2,882,113,764.00	
			(93,956,908)	
ペルーヌエボソル	PERU B SOBERANO 6.15%	515,000.00	546,967.59	
	REPUBLIC OF PERU 8.2%	590,000.00	714,168.45	
ペルーヌエボソル 小計		1,105,000.00	1,261,136.04	
			(41,276,982)	

ウルグアイペソ	URUGUAY 9.875%	1,050,000.00	1,024,800.00	
ウルグアイペソ 小計		1,050,000.00	1,024,800.00	(3,197,376)
トルコ・リラ	TURKEY GOVT BOND 10.5%	1,225,000.00	798,087.50	
	TURKEY GOVT BOND 10.6%	880,000.00	601,480.00	
	TURKEY GOVT BOND 12.4%	1,445,000.00	1,044,012.50	
トルコ・リラ 小計		3,550,000.00	2,443,580.00	(44,082,183)
チェコ・コルナ	CZECH REPUBLIC 2.5%	3,360,000.00	3,564,926.40	
	CZECH REPUBLIC 4.7%	7,230,000.00	7,947,939.00	
チェコ・コルナ 小計		10,590,000.00	11,512,865.40	(54,686,110)
ハンガリー・フォリント	HUNGARY GOVT 0.5%	29,000,000.00	28,983,586.00	
	HUNGARY GOVT 3%	96,420,000.00	98,854,026.48	
	HUNGARY GOVT 6.5%	22,800,000.00	22,908,733.20	
ハンガリー・フォリント 小計		148,220,000.00	150,746,345.68	(56,831,372)
ポーランド・ズロチ	POLAND GOVT BOND 1.5%	286,000.00	285,859.86	
	POLAND GOVT BOND 2.5%	350,000.00	356,072.50	
	POLAND GOVT BOND 2.5%	980,000.00	975,011.80	
	POLAND GOVT BOND 2.75%	360,000.00	359,820.00	
	POLAND GOVT BOND 5.75%	1,880,000.00	2,108,532.80	
ポーランド・ズロチ 小計		3,856,000.00	4,085,296.96	(116,716,934)
ロシア・ルーブル	RUSSIA-OFZ 7.05%	7,700,000.00	7,380,681.00	
	RUSSIA-OFZ 7.5%	29,473,000.00	29,608,575.80	
	RUSSIA-OFZ 8.5%	23,150,000.00	24,371,625.50	
ロシア・ルーブル 小計		60,323,000.00	61,360,882.30	(104,313,499)
ルーマニア・レイ	ROMANIA GOVT 5.75%	780,000.00	796,075.80	
	ROMANIA GOVT 5.8%	600,000.00	636,558.00	
ルーマニア・レイ 小計		1,380,000.00	1,432,633.80	(36,933,299)
マレーシア・リングット	MALAYSIA GOVT 3.48%	370,000.00	368,409.74	
	MALAYSIA GOVT 3.62%	900,000.00	904,085.10	
	MALAYSIA GOVT 3.654%	350,000.00	350,663.60	

		MALAYSIA GOVT 3.733%	600,000.00	593,332.20		
		MALAYSIA GOVT 4.16%	222,000.00	225,454.76		
		MALAYSIA GOVT 4.498%	470,000.00	490,393.77		
	マレーシア・リングitt 小計		2,912,000.00	2,932,339.17	(76,680,669)	
	タイ・パーツ	THAILAND GOVT 1.875%	11,250,000.00	11,187,956.25		
		THAILAND GOVT 2.125%	5,130,000.00	5,045,833.11		
		THAILAND GOVT 2.875%	4,200,000.00	4,012,719.48		
		THAILAND GOVT 3.65%	1,200,000.00	1,253,232.00		
		THAILAND GOVT 3.875%	4,700,000.00	4,704,606.00		
		THAILAND GOVT 4.875%	5,750,000.00	6,938,582.50		
	タイ・パーツ 小計		32,230,000.00	33,142,929.34	(114,343,106)	
	インドネシア・ルピア	INDONESIA GOV'T 6.125%	4,250,000,000.00	3,727,080,000.00		
		INDONESIA GOV'T 8.25%	4,100,000,000.00	4,034,400,000.00		
		INDONESIA GOV'T 8.375%	8,830,000,000.00	9,092,692,500.00		
	インドネシア・ルピア 小計		17,180,000,000.00	16,854,172,500.00	(128,091,711)	
	南アフリカ・ランド	REP SOUTH AFRICA 10.5%	5,290,000.00	5,914,359.65		
		REP SOUTH AFRICA 6.25%	5,885,000.00	4,303,027.84		
		REP SOUTH AFRICA 8.75%	3,018,000.00	2,743,958.35		
		REP SOUTH AFRICA 8.75%	1,430,000.00	1,300,804.36		
	南アフリカ・ランド 小計		15,623,000.00	14,262,150.20	(108,249,720)	
	国債証券合計				2,770,243,120	(2,770,243,120)
	特殊債券	米ドル	CORP FINANCIERA /VAR	235,000.00	244,894.67	
			NATL POWER CORP 9.625%	950,000.00	1,348,510.75	
			PETROLEOS MEXICA 6.5%	390,000.00	390,850.20	
PETROLEOS MEXICA 6.75%			200,000.00	181,376.00		
PETROLEOS MEXICA 6.875%			800,000.00	826,800.00		
TURK EXIMBANK 8.25%			200,000.00	193,039.00		
米ドル 小計		2,775,000.00	3,185,470.62	(348,809,032)		
特殊債券合計				348,809,032	(348,809,032)	

社債券	米ドル	AEROPUERTO INTL 5.625%	200,000.00	216,250.00	
		AEROPUERTO INTL 6%	200,000.00	226,050.00	
		AUTORIDAD CANAL 4.95%	275,000.00	299,250.87	
		BANCO BRASL (CI) 4.75%	400,000.00	406,714.00	
		BANCOLOMBIA /VAR	250,000.00	252,846.25	
		BANK OF INDIA 3.125%	200,000.00	199,262.00	
		BRAZIL MINAS SPE 5.333%	360,000.00	372,690.00	
		CHARMING LIGHT 3.75%	200,000.00	200,274.00	
		CNAC HK FINBRID 4.875%	835,000.00	878,841.67	
		CNAC HK FINBRID 5.125%	200,000.00	214,665.00	
		CODELCO INC 4.375%	200,000.00	201,603.00	
		CODELCO INC 5.625%	250,000.00	300,406.25	
		EMPRESA NACIONAL 4.375%	300,000.00	310,327.50	
		EMPRESA NACIONAL 5.25%	200,000.00	218,520.00	
		EX-IM BK OF IN 3.375%	200,000.00	195,131.00	
		INDONESIA ASAHAN 5.23%	200,000.00	207,912.00	
		INDONESIA ASAHAN 6.53%	200,000.00	225,250.00	
		KAZAKHSTAN TEMIR 6.95%	200,000.00	239,323.00	
		KAZMUNAYGAS NAT 4.75%	350,000.00	365,706.25	
		KAZMUNAYGAS NAT 5.375%	200,000.00	214,985.00	
		KAZMUNAYGAS NAT 6.375%	200,000.00	225,694.00	
		KAZTRANS GAS JSC 4.375%	200,000.00	199,000.00	
		MAF SUKUK LTD 4.638%	200,000.00	201,738.94	
		OCP SA 5.625%	250,000.00	265,625.00	
		OIL & GAS HLDING 8.375%	200,000.00	221,241.00	
		PERUSAHAAN LISTR 5.45%	205,000.00	219,476.07	
		PETROBRAS GLOB 5.999%	300,000.00	309,300.00	
		PETROLEOS DEL PE 5.625%	200,000.00	212,325.00	
		PETROTRIN 9.75%	100,000.00	99,159.50	
		SAUDI ARAB OIL 4.375%	240,000.00	232,080.00	
		SINOPEC GRP OVER 3.25%	200,000.00	199,357.00	
		SINOPEC GRP OVER 4.1%	200,000.00	203,854.46	
		SINOPEC OVERSEAS 3.5%	375,000.00	375,388.12	
		STATE OIL CO AZE 4.75%	200,000.00	204,537.00	
		TRANSNET LTD 4%	200,000.00	196,750.00	

	米ドル 小計	8,690,000.00	9,111,533.88 (997,712,959)	
社債券合計			997,712,959 (997,712,959)	
合計			4,116,765,111 (4,116,765,111)	

(注)

- 1.通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額です。
- 2.合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に関わるもので内書きです。
- 3.通貨の表示は、外貨についてはその通貨の単位、邦貨については円単位で表示しております。
- 4.外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券 時価比率	合計金額に 対する比率
米ドル	国債証券 50銘柄	52.8%	36.6%
	特殊債券 6銘柄	12.2%	8.5%
	社債券 35銘柄	35.0%	24.2%
メキシコ・ペソ	国債証券 4銘柄	100.0%	2.7%
ブラジル・レアル	国債証券 4銘柄	100.0%	3.4%
チリ・ペソ	国債証券 2銘柄	100.0%	0.8%
コロンビア・ペソ	国債証券 3銘柄	100.0%	2.3%
ペルーヌエボソル	国債証券 2銘柄	100.0%	1.0%
ウルグアイペソ	国債証券 1銘柄	100.0%	0.1%
トルコ・リラ	国債証券 3銘柄	100.0%	1.1%
チェコ・コルナ	国債証券 2銘柄	100.0%	1.3%
ハンガリー・フォリント	国債証券 3銘柄	100.0%	1.4%
ポーランド・ズロチ	国債証券 5銘柄	100.0%	2.8%
ロシア・ルーブル	国債証券 3銘柄	100.0%	2.5%
ルーマニア・レイ	国債証券 2銘柄	100.0%	0.9%
マレーシア・リンギット	国債証券 6銘柄	100.0%	1.9%
タイ・バーツ	国債証券 6銘柄	100.0%	2.8%
インドネシア・ルピア	国債証券 3銘柄	100.0%	3.1%
南アフリカ・ランド	国債証券 4銘柄	100.0%	2.6%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。

「U B S ニュー・メジャー・エコノミーズ株式マザーファンド」の状況
なお、以下に記載した情報は監査の対象外です。

U B S ニュー・メジャー・エコノミーズ株式マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)		
	2018年11月26日現在	2019年 5月27日現在
資産の部		
流動資産		
預金	124,462,221	79,501,924
コール・ローン	23,990	98,416
株式	4,188,420,639	3,989,217,567
未収入金	29,251,726	-
未収配当金	1,691,662	8,498,794
流動資産合計	4,343,850,238	4,077,316,701
資産合計	4,343,850,238	4,077,316,701
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	19,845	-
未払金	2,386,815	-
未払解約金	38,000,000	-
流動負債合計	40,406,660	-
負債合計	40,406,660	-
純資産の部		
元本等		
元本	2,016,135,626	1,829,523,048
剰余金		
剰余金又は欠損金（ ）	2,287,307,952	2,247,793,653
元本等合計	4,303,443,578	4,077,316,701
純資産合計	4,303,443,578	4,077,316,701
負債純資産合計	4,343,850,238	4,077,316,701

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式
--------------------	----

	移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2.デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として、わが国における開示対象ファンドの期末日の対顧客先物売買取相場の仲値によって計算しております。
3.外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における開示対象ファンドの期末日の対顧客電信売買取相場の仲値によって計算しております。
4.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1)外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定および外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。 (2)金融商品の時価に関する補足情報 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（貸借対照表に関する注記）

項目		2018年11月26日現在	2019年 5月27日現在
1.	開示対象ファンドの期末日における受益権の総数	2,016,135,626口	1,829,523,048口
2.	開示対象ファンドの期末日における1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	2.1345円 (21,345円)	2.2286円 (22,286円)

（金融商品に関する注記）

.金融商品の状況に関する事項

項目	自 2018年 5月26日 至 2018年11月26日	自 2018年11月27日 至 2019年 5月27日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託として、株式等の金融商品を主要投資対象とし、信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき運用を行っております。	同左

2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、株式、為替予約取引、コール・ローン等の金銭債権および金銭債務です。これらは、株価変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、流動性リスクに晒されております。なお、為替予約取引は、外貨建金銭債権債務の為替変動リスクを低減する目的で利用しております。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	取引の執行については、投資対象、投資制限等を規定した運用ガイドラインに従って運用部門が執行します。 管理部門は、運用ガイドラインに則って適切な運用がされているかおよび、運用結果の定期的な検証を通じて、下記に掲げる各種リスクが適切に管理されていることをモニタリングしています。 また、それらの状況は定期的に開催される各委員会に報告され、状況の把握・確認が行われるほか、適切な運営について検証が行われます。 ・市場リスク ファンドのパフォーマンスが一定の許容範囲内にあるかどうかモニタリングし、リターンの大きな変動を注視することで市場リスクが適切に管理されていることを確認しています。 ・信用リスク、流動性リスク 運用ガイドラインに従って、証券格付や、証券や発行体への集中投資制限をモニタリングし、投資対象に関するこれらのリスクが適切に管理されていることを確認しています。 また、取引先の信用リスクについては、グループポリシーで認められた相手に限定することで、これを管理しています。	同左

金融商品の時価等に関する事項

項目	2018年11月26日現在	2019年 5月27日現在
1.貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	金融商品は原則として全て時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2.金融商品時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、帳簿価額は時価と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左

	(2)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記 「1.有価証券の評価基準及び評価方法」 に記載しております。 (3)デリバティブ取引 デリバティブ取引等に関する注記に記載 しております。	(2)有価証券 売買目的有価証券 同左 (3)デリバティブ取引 同左
3.金融商品の時価等に関する事項につ いての補足説明	デリバティブ取引に関する事項について の契約額等は、あくまでもデリバティブ 取引における名目的な契約額であり、当 該金額自体がデリバティブ取引のリスク の大きさを示すものではありません。	-

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	2018年11月26日現在	2019年 5月27日現在
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）	当計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）
株式	319,533,315	239,646,330
合計	319,533,315	239,646,330

(注)当計算期間の損益に含まれた評価差額は、当該親投資信託の期首日から開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額です。

（デリバティブ取引等に関する注記）

取引の時価等に関する事項

通貨関連

（2018年11月26日現在）

区分	種類	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
			うち1年超（円）		
市場取引以外 の取引	為替予約取引 売建 米ドル	38,000,000	-	38,019,845	19,845
合計		38,000,000	-	38,019,845	19,845

(注1)時価の算定方法

為替予約の時価

- 1.開示対象ファンドの期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

開示対象ファンドの期末日において為替予約の受渡日(以下「当該日」といいます。)の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該対顧客先物売買相場の仲値により評価しております。

開示対象ファンドの期末日において当該日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は以下の方法によっております。

- イ)開示対象ファンドの期末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後２つの対顧客先物売買相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。
- ロ)開示対象ファンドの期末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値により評価しております。

2.開示対象ファンドの期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、開示対象ファンドの期末日の対顧客電信売買相場の仲値により評価しております。

(注2)デリバティブ取引にヘッジ会計は適用されておりません。

（2019年 5月27日現在）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

項目	自 2018年 5月26日 至 2018年11月26日	自 2018年11月27日 至 2019年 5月27日
1.元本の推移		
本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	2,066,396,093円	2,016,135,626円
期中追加設定元本額	- 円	- 円
期中一部解約元本額	50,260,467円	186,612,578円
2.開示対象ファンドの期末日における元本の内訳		
UBSニュー・メジャー・バランス・ファンド（毎月分配型）	2,016,135,626円	1,829,523,048円
合計	2,016,135,626円	1,829,523,048円

附属明細表

第 1 有価証券明細表
 株式

			評価額	
--	--	--	-----	--

通貨	銘柄	株式数	単価	金額	備考
米ドル	LUKOIL PJSC-SPON ADR	28,212	81.24	2,291,942.88	
	ROSNEFT OIL CO PJSC-REGS GDR	293,494	6.60	1,937,647.38	
	NEW ORIENTAL EDUCATIO-SP ADR	4,700	81.54	383,238.00	
	TAL EDUCATION GROUP- ADR	21,900	33.98	744,162.00	
	ALIBABA GROUP HOLDING-SP ADR	6,648	155.00	1,030,440.00	
	BANCO BRADESCO-ADR	195,245	8.49	1,657,630.05	
	ITAU UNIBANCO H-SPON PRF ADR	185,048	8.28	1,532,197.44	
	SBERBANK OF RUSSIA PJSC	734,019	3.63	2,665,490.90	
	MOBILE TELESYSTEMS-SP ADR	96,800	7.85	759,880.00	
	TAIWAN SEMICONDUCTOR-SP ADR	26,200	38.20	1,000,840.00	
小計		1,592,266		14,003,468.65 (1,533,379,817)	
ブラジル・リアル	PETROBRAS - PETROLEO BRAS-PR	293,445	26.09	7,655,980.05	
	VALE SA	87,851	48.31	4,244,081.81	
	RUMO SA	91,000	18.10	1,647,100.00	
	ESTACIO PARTICIPACOES SA	116,300	28.20	3,279,660.00	
	LOJAS AMERICANAS SA	107,700	12.29	1,323,633.00	
	AMBEV SA	203,000	17.06	3,463,180.00	
小計		899,296		21,613,634.86 (588,323,140)	
香港ドル	CNOOC LTD	533,000	13.12	6,992,960.00	
	GALAXY ENTERTAINMENT GROUP L	115,000	47.00	5,405,000.00	
	TENCENT HOLDINGS LTD	44,400	324.80	14,421,120.00	
	SINO BIOPHARMACEUTICAL	382,000	7.36	2,811,520.00	
	CHINA CONSTRUCTION BANK-H	1,902,000	6.25	11,887,500.00	
	AIA GROUP LTD	80,400	75.45	6,066,180.00	
	PING AN INSURANCE GROUP CO-H	111,500	83.80	9,343,700.00	
	CHINA VANKE CO LTD-H	157,700	28.10	4,431,370.00	
	CHINA MOBILE LTD	71,500	73.40	5,248,100.00	
	ASM PACIFIC TECHNOLOGY	35,000	75.55	2,644,250.00	
小計		3,432,500		69,251,700.00 (966,061,215)	
新台湾ドル	NANYA TECHNOLOGY CORP	215,000	59.80	12,857,000.00	
	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFAC	83,000	233.00	19,339,000.00	

小計		298,000		32,196,000.00 (111,720,120)	
インド・ルピー	MAHINDRA & MAHINDRA LTD	99,665	665.45	66,322,074.25	
	ITC LTD	185,483	290.45	53,873,537.35	
	HDFC BANK LIMITED-FOREIGN	58,879	2,373.35	139,740,474.65	
	INDUSIND BANK LTD	48,298	1,648.90	79,638,572.20	
	HCL TECHNOLOGIES LTD	50,906	1,065.95	54,263,250.70	
	GAIL INDIA LTD	151,984	341.65	51,925,333.60	
	POWER GRID CORP OF INDIA LTD	274,303	185.65	50,924,351.95	
小計		869,518		496,687,594.70 (789,733,275)	
合計		7,091,580		3,989,217,567 (3,989,217,567)	

（注）

1. 通貨種類毎の小計欄の（ ）内は、邦貨換算額です。
2. 合計金額欄の（ ）内は、外貨建有価証券に関わるもので内書きです。
3. 通貨の表示は、外貨についてはその通貨の単位、邦貨については円単位で表示しております。
4. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式 時価比率	合計金額に 対する比率
米ドル	株式 10銘柄	100.0%	38.5%
ブラジル・レアル	株式 6銘柄	100.0%	14.7%
香港ドル	株式 10銘柄	100.0%	24.2%
新台湾ドル	株式 2銘柄	100.0%	2.8%
インド・ルピー	株式 7銘柄	100.0%	19.8%

株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は2019年 5月31日現在です。

【U B S ニュー・メジャー・バランス・ファンド（毎月分配型）】

【純資産額計算書】

資産総額	8,498,216,688円
負債総額	12,448,729円
純資産総額（ - ）	8,485,767,959円
発行済口数	10,955,654,869口
1口当たり純資産額（ / ）	0.7746円

（参考）

U B S ニュー・メジャー・エコノミーズ債券マザーファンド

純資産額計算書

資産総額	4,293,338,569円
負債総額	10,266,764円
純資産総額（ - ）	4,283,071,805円
発行済口数	1,757,727,986口
1口当たり純資産額（ / ）	2.4367円

U B S ニュー・メジャー・エコノミーズ株式マザーファンド

純資産額計算書

資産総額	4,120,137,568円
負債総額	—円
純資産総額（ - ）	4,120,137,568円
発行済口数	1,829,523,048口
1口当たり純資産額（ / ）	2.2520円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

（1）名義書換

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行なわないものとします。

（２）受益者に対する特典

該当事項はありません。

（３）譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

受益権の譲渡

- ・受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ・前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ・前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（４）受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

（５）受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（６）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払いなどについては、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額等

2019年5月末現在の委託会社の資本金の額：	2,200,000,000円
委託会社が発行する株式総数：	86,400株
発行済株式総数：	21,600株
最近5年間における資本金の額の増減：	該当事項はありません。

(2) 委託会社等の機構

経営体制

(取締役会)

委託会社の業務執行上重要な事項は、取締役会の決議によってこれを決定します。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、社長がこれを招集し、その通知は会日の少なくとも3日前に各取締役および各監査役に対して発します。ただし、緊急の必要あるときは、取締役および監査役全員の同意を得て、招集の手続を省略することができます。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもってこれを行います。

取締役会の議長には、社長が当たります。社長がその職務にあたれない場合は、他の取締役で、取締役の順序において上位にある者がその任に当たります。

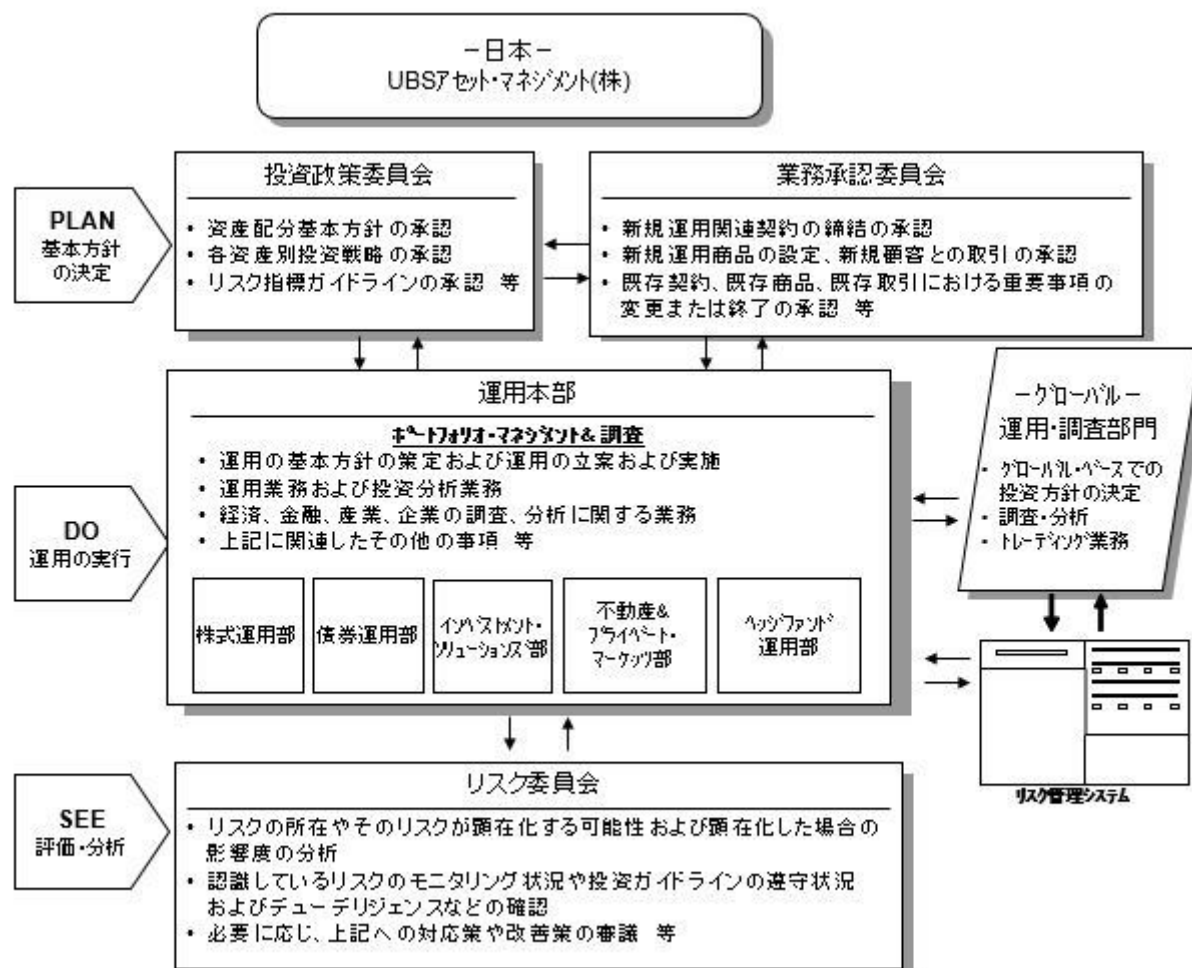
(代表取締役および役付取締役)

代表取締役は、取締役会の決議によって選定します。

代表取締役は、会社を代表し取締役会の決議に従い業務を執行します。

取締役会の決議をもって取締役の中から会長、社長、副社長、およびその他役付取締役若干名を定めることができます。

投資運用の意思決定機構



2019年5月末現在

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用及び投資一任契約に基づき委任された資産の運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業及び投資助言業を行っています。

委託会社の運用する証券投資信託は2019年5月末現在、以下のとおりです。（ただし、親投資信託は除きます。）

ファンドの種類	本数	純資産総額（百万円）
単位型株式投資信託	16	53,103
追加型株式投資信託	81	836,539
合計	97	889,641

3【委託会社等の経理状況】

1. 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。また、記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 監査証明について

当社は、「金融商品取引法」第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度（2018年1月1日から2018年12月31日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

期別		前事業年度 (2017年12月31日)		当事業年度 (2018年12月31日)	
科目	注記 番号	内訳	金額 (千円)	内訳	金額 (千円)
(資産の部)					
流動資産					
現金・預金	*1		3,719,875		3,506,883
未収入金	*1		99,677		58,517
未収委託者報酬			608,627		1,143,245
未収運用受託報酬	*1		1,782,978		2,050,817
その他未収収益	*1		586,151		571,116
前払費用			12,225		16,682
繰延税金資産			267,900		223,400
その他			2,496		512
流動資産計			7,079,932		7,571,175
固定資産					
投資その他の資産			258,700		205,500
投資有価証券		200		100	
繰延税金資産		238,499		185,399	
ゴルフ会員権		20,000		20,000	
固定資産計			258,700		205,500
資産合計			7,338,632		7,776,676

期別		前事業年度 (2017年12月31日)		当事業年度 (2018年12月31日)	
科目	注記 番号	内訳	金額 (千円)	内訳	金額 (千円)
(負債の部)					
流動負債					
預り金	*1		57,328		61,156
未払費用			1,565,280		1,841,768
未払消費税			114,988		146,096
未払法人税等			371,144		508,920
賞与引当金			739,529		597,449
その他			17,221		46,332
流動負債計			2,865,493		3,201,722
固定負債					
退職給付引当金			32,350		45,752
固定負債計			32,350		45,752
負債合計			2,897,843		3,247,475
(純資産の部)					
株主資本			4,440,788		4,529,200
資本金			2,200,000		2,200,000
利益剰余金			2,240,788		2,329,200
利益準備金		550,000		550,000	
その他利益剰余金		1,690,788		1,779,200	
繰越利益剰余金		1,690,788		1,779,200	
評価・換算差額等			0		0

その他有価証券評価差額金		0		0	
純資産合計			4,440,788		4,529,200
負債・純資産合計			7,338,632		7,776,676

(2) 【損益計算書】

期別		前事業年度 (自 2017年 1月 1日 至 2017年12月31日)		当事業年度 (自 2018年 1月 1日 至 2018年12月31日)	
科目	注記 番号	内訳	金額 (千円)	内訳	金額 (千円)
営業収益					
委託者報酬			7,553,192		7,631,579
運用受託報酬	*1*2		3,264,567		3,576,959
その他営業収益	*1*3		1,818,040		2,075,804
営業収益計			12,635,800		13,284,344
営業費用					
支払手数料			3,942,239		3,798,816
広告宣伝費			105,687		87,432
調査費			113,392		101,676
営業雑経費			93,526		93,408
通信費		8,307		4,067	
印刷費		64,844		61,318	
協会費		16,642		16,503	
その他	*1	3,731		11,520	
営業費用計			4,254,845		4,081,334
一般管理費					
給料			2,672,661		2,555,201
役員報酬		206,524		315,203	
給料・手当	*1	1,821,359		1,784,362	
賞与		644,777		455,635	
交際費			22,847		21,741
旅費交通費			94,852		85,763
租税公課			75,054		80,028
不動産賃借料			233,280		236,883
退職給付費用			69,860		234,506
事務委託費	*1		2,869,133		3,174,782
諸経費			80,139		99,018
一般管理費計			6,117,829		6,487,925
営業利益			2,263,125		2,715,083
営業外収益					
受取利息		4		9	
雑収入		93		1,039	
営業外収益計			98		1,048
営業外費用					
為替差損		32,200		44,039	
雑損失		353		0	
営業外費用計			32,553		44,039
経常利益			2,230,670		2,672,092
税引前当期純利益			2,230,670		2,672,092
法人税、住民税及び事業税			654,253		796,961
法人税等調整額			60,600		97,600

当期純利益			1,515,817		1,777,531
-------	--	--	-----------	--	-----------

（３）【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2017年1月1日 至 2017年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本				評価・換算差額等		純資産 合計	
	資本金	利益剰余金			株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金		
		利益 準備金	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計				
			繰越 利益剰余金					
当期首残高	2,200,000	550,000	1,108,091	1,658,091	3,858,091	39	39	3,858,051
当期中の変動額								
剰余金の配当			933,120	933,120	933,120			933,120
当期純利益			1,515,817	1,515,817	1,515,817			1,515,817
株主資本以外の項目の 当期中の変動額(純額)						40	40	40
当期中の変動額合計			582,697	582,697	582,697	40	40	582,737
当期末残高	2,200,000	550,000	1,690,788	2,240,788	4,440,788	0	0	4,440,788

当事業年度（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本				評価・換算差額等		純資産 合計	
	資本金	利益剰余金			株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金		評価・換算 差額等合計
		利益 準備金	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計				
			繰越 利益剰余金					
当期首残高	2,200,000	550,000	1,690,788	2,240,788	4,440,788	0	0	4,440,788
当期中の変動額								
剰余金の配当			1,689,120	1,689,120	1,689,120			1,689,120
当期純利益			1,777,531	1,777,531	1,777,531			1,777,531
株主資本以外の項目の 当期中の変動額(純額)						0	0	0
当期中の変動額合計			88,411	88,411	88,411	0	0	88,411
当期末残高	2,200,000	550,000	1,779,200	2,329,200	4,529,200	0	0	4,529,200

[注記事項]

（重要な会計方針）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

（１）その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

2. 引当金の計上基準

（１）賞与引当金

役員及び従業員の賞与支払に備えるため、支給見込額を計上しております。

（２）退職給付引当金

退職給付引当金は役員及び従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込み額に基づき、必要額を計上しております。

退職給付引当金のうち、役員分は次のとおりであります。

前事業年度 (2017年12月31日)	当事業年度 (2018年12月31日)
829千円	1,131千円

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、発生年度に全額損益処理しております。

3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(未適用の会計基準等)

1. 税効果会計

「税効果会計にかかる会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 平成30年2月16日)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成30年2月16日)

(1) 概要

個別財務諸表における子会社株式等に係る将来加算一時差異の取扱いが見直され、また(分類1)に該当する企業における繰延税金資産の回収可能性に関する取扱いの明確化が行われております。

(2) 適用予定日

2019年12月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「税効果会計にかかる会計基準の適用指針」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

2. 収益認識

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会)

「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、平成26年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は平成30年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は平成29年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

2022年12月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

（貸借対照表関係）

*1 関係会社に対する資産及び負債

各科目に含まれる関係会社に対する資産及び負債の内容は、次の通りであります。

（単位：千円）

	前事業年度 (2017年12月31日)	当事業年度 (2018年12月31日)
現金・預金	491,408	1,439,141
未収入金	2,073	13,143
未収運用受託報酬	9	8
その他未収収益	164,575	155,367
未払費用	278,614	61,627

（損益計算書関係）

*1 関係会社との取引

各科目に含まれる関係会社に対する取引額は、次の通りであります。

（単位：千円）

	前事業年度 自 2017年 1月 1日 至 2017年12月31日	当事業年度 自 2018年 1月 1日 至 2018年12月31日
運用受託報酬	186,422	52
その他営業収益	229,742	297,077
営業雑経費その他	2,310	499
人件費	2,319	2,184
事務委託費	737,791	478,464

*2 運用受託報酬には、次のものを含んでおります。

（単位：千円）

	前事業年度 自 2017年 1月 1日 至 2017年12月31日	当事業年度 自 2018年 1月 1日 至 2018年12月31日
投資助言報酬	163,225	73,466

*3 その他営業収益には、海外ファンドの販売資料及び運用報告書等の作成や翻訳など運用業務以外に関するサービスの提供に伴う報酬を計上しております。

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 2017年1月1日 至 2017年12月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	21,600	-	-	21,600

2. 配当に関する事項

（1）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2017年3月31日 定時株主総会	普通株式	933,120	43,200	2016年12月31日	2017年4月1日

（2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

次のとおり、決議を予定しております。

決議	株式の 種類	配当の 原資	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
----	-----------	-----------	----------------	-----------------	-----	-------

第23期定時 株主総会	普通株式	利益 剰余金	1,689,120	78,200	2017年12月31日	第23期定時 株主総会の翌日
----------------	------	-----------	-----------	--------	-------------	-------------------

当事業年度（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	21,600	-	-	21,600

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2018年3月28日 定時株主総会	普通株式	1,689,120	78,200	2017年12月31日	2018年3月29日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
次のとおり、決議を予定しております。

決議	株式の 種類	配当の 原資	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
第24期定時 株主総会	普通株式	利益 剰余金	368,000	17,037	2018年12月31日	第24期定時 株主総会の翌日

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定しております。

現在、金融機関及びその他からの借入はありません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

未収委託者報酬は、既にファンドの純資産額に未払委託者報酬として織り込まれ、受託者によって分別保管された投資信託財産が裏付けとなっていることから、信用リスクはほとんどないものと考えています。

未収運用受託報酬につきましても、未収委託者報酬と同様に、年金信託勘定との投資一任契約により分別管理されている信託財産が裏付けとなっていることから、信用リスクはほとんどないものと考えています。

その他未収収益は、取引相手先を信用力の高い金融機関に限定しているため、信用リスクはほとんどないものと考えています。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（2017年12月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金・預金	3,719,875	3,719,875	-
未収入金	99,677	99,677	-
未収委託者報酬	608,627	608,627	-
未収運用受託報酬	1,782,978	1,782,978	-
その他未収収益	586,151	586,151	-
資産計	6,797,310	6,797,310	-
未払費用	1,565,280	1,565,280	-
未払法人税等	371,144	371,144	-
負債計	1,936,424	1,936,424	-

当事業年度（2018年12月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金・預金	3,506,883	3,506,883	-
未収入金	58,517	58,517	-
未収委託者報酬	1,143,245	1,143,245	-
未収運用受託報酬	2,050,817	2,050,817	-
その他未収収益	571,116	571,116	-
資産計	7,330,580	7,330,580	-
未払費用	1,841,768	1,841,768	-
未払法人税等	508,920	508,920	-
負債計	2,350,688	2,350,688	-

（注）1. 金融商品の時価の算定方法

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、すべて帳簿価額により表示しております。

（注）2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（2017年12月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超
現金・預金	3,719,875	-
未収入金	99,677	-
未収委託者報酬	608,627	-
未収運用受託報酬	1,782,978	-
その他未収収益	586,151	-
合計	6,797,310	-

当事業年度（2018年12月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超
現金・預金	3,506,883	-
未収入金	58,517	-
未収委託者報酬	1,143,245	-
未収運用受託報酬	688,306	1,362,511
その他未収収益	571,116	-
合計	5,968,069	1,362,511

（有価証券関係）

その他有価証券

前事業年度（2017年12月31日）

重要性がないため記載を省略しております。

当事業年度（2018年12月31日）

重要性がないため記載を省略しております。

（退職給付関係）

前事業年度（自 2017年1月1日 至 2017年12月31日）

1. 採用している制度の概要

当社は規約型確定給付企業年金制度並びに確定拠出年金制度を採用しております。

当社の確定給付企業年金契約は、当社、UBS証券株式会社及びUBS銀行東京支店との共同結合契約であり、年金資産の計算は退職給付債務の比率によっております。

2. 確定給付制度

（1）退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

（単位：千円）

退職給付債務の期首残高	1,136,659
-------------	-----------

勤務費用	131,944
利息費用	4,792
数理計算上の差異の当期発生額	37,097
退職給付の支払額	149,929
過去勤務費用の当期発生額	-
退職給付債務の期末残高	1,086,368

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

年金資産の期首残高	993,530
期待運用収益	4,695
数理計算上の差異の当期発生額	67,527
事業主からの拠出額	138,195
退職給付の支払額	149,929
年金資産の期末残高	1,054,018

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位：千円)

積立型制度の退職給付債務	1,086,368
年金資産	1,054,018
小計	32,350
非積立型制度の退職給付債務	-
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	32,350
退職給付引当金	32,350
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	32,350

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：千円)

勤務費用	131,944
利息費用	4,792
期待運用収益	4,695
数理計算上の差異の費用処理額	104,624
過去勤務費用の費用処理額	-
確定給付制度に係る退職給付費用	27,415

(注) 上記の他、特別退職金18,475千円を退職給付費用として処理しております。

(5) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

債券	36%
株式	19%
その他	45%
合計	100%

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率 0.486%

長期期待運用収益率 0.58%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、23,970千円でありました。

当事業年度（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）

1. 採用している制度の概要

当社は規約型確定給付企業年金制度並びに確定拠出年金制度を採用しております。

当社の確定給付企業年金契約は、当社、UBS証券株式会社及びUBS銀行東京支店との共同結合契約であり、年金資産の計算は退職給付債務の比率によっております。

2. 確定給付制度

（1）退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

（単位：千円）

退職給付債務の期首残高	1,086,368
勤務費用	126,106
利息費用	4,529
数理計算上の差異の当期発生額	33,730
退職給付の支払額	97,516
過去勤務費用の当期発生額	-
退職給付債務の期末残高	1,085,756

（2）年金資産の期首残高と期末残高の調整表

（単位：千円）

年金資産の期首残高	1,054,018
期待運用収益	5,217
数理計算上の差異の当期発生額	54,968
事業主からの拠出額	133,252
退職給付の支払額	97,516
年金資産の期末残高	1,040,003

（3）退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

（単位：千円）

積立型制度の退職給付債務	1,085,756
年金資産	1,040,003
小計	45,752
非積立型制度の退職給付債務	-
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	45,752
退職給付引当金	45,752
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	45,752

（4）退職給付費用及びその内訳項目の金額

（単位：千円）

勤務費用	126,106
利息費用	4,529
期待運用収益	5,217
数理計算上の差異の費用処理額	18,868
過去勤務費用の費用処理額	-
確定給付制度に係る退職給付費用	144,285

（注）上記の他、特別退職金65,358千円を退職給付費用として処理しております。

（5）年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

債券	38%
株式	16%
その他	46%
合計	100%

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

（６）数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率 0.450%

長期期待運用収益率 0.58%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、24,862千円でありました。

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

（単位：千円）

	前事業年度 (2017年12月31日)	当事業年度 (2018年12月31日)
繰延税金資産		
未払費用	19,700	15,200
減価償却超過額	20,400	11,600
未払事業税	20,100	23,000
株式報酬費用	129,000	85,300
退職給付引当金	57,100	61,000
賞与引当金	228,200	183,000
その他	31,900	29,700
繰延税金資産小計	506,400	408,800
評価性引当額	-	-
繰延税金資産合計	506,400	408,800
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	0	0
繰延税金負債合計	0	0
繰延税金資産純額	506,399	408,799

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主要な項目別内訳

	前事業年度 (2017年12月31日)	当事業年度 (2018年12月31日)
法定実効税率 (調整)	30.86%	30.86%
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.51%	2.08%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	0.07%	0.00%
その他	1.25%	0.54%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	32.05%	33.48%

（セグメント情報等）

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

当社の製品・サービス区分は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域に関する情報

営業収益

前事業年度（自 2017年1月1日 至 2017年12月31日）

日本	米国	その他	合計
2,640,642千円	1,288,034千円	1,153,931千円	5,082,607千円

当事業年度（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）

日本	米国	その他	合計
3,413,013千円	1,277,515千円	962,235千円	5,652,764千円

（注）営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しております。

委託者報酬については、制度上顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客に関する情報

前事業年度（自 2017年1月1日 至 2017年12月31日）

相手先	売上高	関連するセグメント名
UBSグループ（*1）	2,272,388千円	投資運用

当事業年度（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）

相手先	売上高	関連するセグメント名
UBSグループ（*1）	2,092,822千円	投資運用

（注）運用受託報酬について、契約上の守秘義務を踏まえて、一部顧客に関する記載を省略しております。

委託者報酬については、制度上顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

（*1）UBSグループは、世界50カ国余りにおける大手企業や機関投資家のお客様に対し、グローバルなネットワークと専門性を駆使し、事業拡大、リスク管理、投資戦略など、ニーズに沿ったアドバイスと優れた執行能力を提供しております。

（関連当事者情報）

1. 関連当事者との取引

前事業年度（自 2017年1月1日 至 2017年12月31日）

(1) 親会社

属性	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容 又は職業	議決権 の所有 (被所有) 割合	関連当 事者と の関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親	UBS AG (最終親会社である UBS Group AGはNYSE及	スイス・	3.8億			金銭の預入れ、資産運用業	金銭の預入れ		現金・預金	491,408
							増加	5,833,063		
							減少	6,459,229		
							運用受託報酬	186,422	未収入金	2,073

会社	UBSアセット・マネジメントAGは非上場)	チューリッヒ	スイスフラン	銀行、証券業務	(被所有) 間接100%	務及びそれに関する事務委託等、人件費	その他営業収益 その他営業費用 事務委託費 不動産関係費(受取) 人件費	229,742 2,975 737,791 665 2,319	未収運用受託報酬 その他未収収益 未払費用	9 164,575 278,614
----	-----------------------	--------	--------	---------	--------------	--------------------	--	---	-----------------------------	-------------------------

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 人件費は、出向者等に対する実際支払額を基として決定しております。
2. 取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(2) 兄弟会社等

属性	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容 又は 職業	議決権 の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社の子会社等	UBS Switzerland AG	スイス・チューリッヒ	10百万 スイス フラン	銀行 業務	なし	金銭の預入れ	金銭の預入れ 増加 減少	164,119 208,766	現金・預金	24,418
	UBS証券株式会社	東京都千代田区大手町	321 億円	証券業	なし	人件費の立替 人件費、 社会保険料 などの立替	事務委託費 不動産関係費 人件費（受取） 人件費	201,287 224,391 108,562 7,800	未収入金 未払費用	34,377 217,221
	UBS Asset Management (Australia) Ltd	オーストラリア・シドニー	40百万 オーストラリアドル	資産 運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、 それに関する 事務委託等	その他営業収益 事務委託費	113,277 141,397	未収入金 その他未収収益 未払費用	51,971 16,548 75,784
	UBS Asset Management (Singapore) Ltd	シンガポール	3.9百万 シンガポールドル	資産 運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、 それに関する 事務委託等	運用受託報酬 その他営業収益 事務委託費	90,331 61,898 147,077	未収運用受託報酬 未払費用	80,793 12,489
	UBS Asset Management (UK) Ltd	英国・ロンドン	125百万 英国 ポンド	資産 運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、 それに関する 事務委託等	その他営業収益 事務委託費	201,619 1,097,519	その他未収収益 未払費用	48,968 498,975
	UBS Asset Management (Americas) Inc.	米国・ウィルミントン	1米国 ドル	資産 運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、 それに関する 事務委託等	運用受託報酬 その他営業収益 事務委託費	85,385 245,967 227,617	その他未収収益 未払費用	82,849 136,776
	UBS Hedge Fund Solutions LLC	米国・ウィルミントン	10万 米国 ドル	資産 運用業	なし	兼業業務	その他営業収益	916,470	その他未収収益	253,895

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 事務所賃借料は、外部貸主への実際支払額を基に面積比で決定しております。
人件費は、出向者等に対する実際支払額を基として決定しております。

- 立替費用は、第三者に支払われた実際支払額を基として決定しております。
- 取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

当事業年度（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）

（１）親会社

属性	会社等の 名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容 又は職業	議決権 の所有 (被所有) 割合	関連当 事者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親 会 社	UBS AG (最終親会 社である UBS Group AGはNYSE及 びSIXに上 場、UBS Asset Management AGは非上 場)	スイス・ チューリッ ヒ	3.8億 スイス フラン	銀行、 証券業務	(被所有) 間接100%	金銭の預 入れ、資 産運用業 務及びそ れに關す る事務委 託等、人 件費	金銭の預入れ 増加 減少 運用受託報酬 その他営業収益 事務委託費 不動産関係費(受取) 人件費	8,890,639 7,942,906 52 297,077 478,464 499 2,184	現金・預金 未収入金 未収運用受託報酬 その他未収収益 未払費用	1,439,141 13,143 8 155,367 61,627

取引条件及び取引条件の決定方針等

- 人件費は、出向者等に対する実際支払額を基として決定しております。
- 取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

（２）兄弟会社等

属性	会社等の 名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容 又は職業	議決権 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親 会 社	UBS Switzerland AG	スイス・ チューリッ ヒ	10百万 スイス フラン	銀行 業務	なし	金銭の預入れ	金銭の預入れ 増加 減少	88,949 113,367	-	-
	UBS証券 株式会社	東京都 千代田区 大手町	321 億円	証券業	なし	人件費の立替 人件費、 社会保険料 などの立替	事務委託費 不動産関係費 人件費（受取） 人件費	321,166 234,610 67,167 184	未収入金 未払費用	20,032 241,112
	UBS Asset Management (Australia) Ltd	オースト ラリア・ シドニー	40百万 オースト ラリアド ル	資産 運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、 それに関する 事務委託等	その他営業収益 事務委託費	112,457 136,509	その他未収収益 未払費用	17,417 34,642
	UBS Asset		3.9百万			兼業業務	その他営業収益	153,717	その他未収収益	76,557

社 の 子 会 社 等	Management (Singapore) Ltd	シンガ ポール	シンガ ポールド ル	資産 運用業	なし	資産運用業務及び、 それに関する 事務委託等	事務委託費	95,632	未収入金 未払費用	719 13,061
	UBS Asset Management (UK) Ltd	英国・ ロンドン	125百万 英国 ポンド	資産 運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、 それに関する 事務委託等	その他営業収益 事務委託費	227,391 1,448,396	その他未収収益 未収入金 未払費用	54,328 3,164 729,550
	UBS Asset Management (Americas) Inc.	米国・ ウィルミ ントン	50米国 ドル	資産 運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、 それに関する 事務委託等	運用受託報酬 その他営業収益 事務委託費	13,724 426,043 246,486	その他未収収益 未収入金 未払費用	80,382 4,603 69,499
	UBS Hedge Fund Solutions LLC	米国・ ウィルミ ントン	10万 米国 ドル	資産 運用業	なし	兼業業務	その他営業収益	823,942	その他未収収益	174,407

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 事務所賃借料は、外部貸主への実際支払額を基に面積比で決定しております。
人件費は、出向者等に対する実際支払額を基として決定しております。
2. 立替費用は、第三者に支払われた実際支払額を基として決定しております。
3. 取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれておりま
す。

(1株当たり情報)

	前事業年度 自 2017年 1月 1日 至 2017年12月31日	当事業年度 自 2018年 1月 1日 至 2018年12月31日
1株当たり純資産額	205,592円08銭	209,685円21銭
1株当たり当期純利益金額	70,176円71銭	82,293円14銭

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載して
おりません。

(注) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 自 2017年 1月 1日 至 2017年12月31日	当事業年度 自 2018年 1月 1日 至 2018年12月31日
当期純利益（千円）	1,515,817	1,777,531
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る当期純利益（千円）	1,515,817	1,777,531
普通株式の期中平均株式数（株）	21,600	21,600

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が
禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと
（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれ
がないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

- (2) 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
 (3) 通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）、（5）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。
 (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
 (5) 上記（3）、（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名 称	資本金の額 (2019年3月末現在)	事業の内容
三井住友信託銀行株式会社	342,037百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

<再信託受託会社の概要>

名称：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

資本金の額：51,000百万円（2019年3月末現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約にかかる信託業務の一部（信託財産の管理）を原信託受託者から再信託受託者（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託者へ移管することを目的とします。

(2) 販売会社

名 称	資本金の額 (2019年3月末現在)	事業の内容
大和証券株式会社	100,000百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

(3) 投資顧問会社

名 称	資本金の額 (2019年3月末現在)	事業の内容
-----	-----------------------	-------

UBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー	50万スイス・フラン (2019年6月17日現在)	資産運用に関する業務を営んでいます。
UBSアセット・マネジメント(シンガポール)リミテッド	3.9百万シンガポールドル	
UBSアセット・マネジメント(アメリカス)インク	50米国ドル	

2【関係業務の概要】

- (1) 受託会社
ファンドの信託財産に属する有価証券の管理・計算事務などを行ないます。
- (2) 販売会社
日本におけるファンドの募集、解約、収益分配金および償還金の取扱いなどを行ないます。
- (3) 投資顧問会社
委託会社から、マザーファンドの運用指図権限の委託を受け当該ファンドの運用（投資一任）を行ないます。

3【資本関係】

- (1) 受託会社
該当事項はありません。
- (2) 販売会社
該当事項はありません。
- (3) 投資顧問会社

名 称	資本関係
UBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー	該当事項はありません。
UBSアセット・マネジメント(シンガポール)リミテッド	該当事項はありません。
UBSアセット・マネジメント(アメリカス)インク	該当事項はありません。

第3【その他】

- (1) 目論見書の別称として「投資信託説明書（交付目論見書）」または「投資信託説明書（請求目論見書）」という名称を使用します。
- (2) 目論見書の表紙、表紙裏または裏表紙に、以下を記載することがあります。
委託会社の金融商品取引業者登録番号および設立年月日
ファンドの基本的性格など
委託会社およびファンドのロゴ・マークや図案など
委託会社のホームページや携帯電話サイトのご案内など
目論見書の使用開始日
- (3) 目論見書の表紙または表紙裏に、以下の趣旨の文章の全部または一部を記載することがあります。
投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではない旨。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはならない旨の記載。
投資信託は、元金および利回りが保証されているものではない旨の記載。
投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託を購入されたお客様が負う旨の記載。
「金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書である。」旨の記載。
「ご購入に際しては、目論見書の内容を十分にお読みください。」という趣旨の記載。

請求目論見書の入手方法（ホームページで閲覧、ダウンロードできるなど）についての記載。

請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行なった場合にはその旨の記録をしておくべきである旨の記載。

「約款が請求目論見書に掲載されている。」旨の記載。

商品内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に受益者の意向を確認する旨の記載。

投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨の記載。

有価証券届出書の効力発生およびその確認方法に関する記載。

委託会社の情報として記載することが望ましい事項と判断する事項がある場合は、当該事項の記載。

- （４）交付目論見書の投資リスクに、以下の趣旨の文章の全部または一部を記載することがあります。

ファンドの取引に関して、金融商品取引法第37条の６の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用がない旨の記載。

投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではない旨。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはならない旨の記載。

- （５）有価証券届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表などを付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。

- （６）目論見書に約款を掲載し、有価証券届出書本文「第二部 ファンド情報」中「第１ ファンドの状況」「２ 投資方針」の詳細な内容につきましては、当該約款を参照する旨を記載することで、目論見書の内容の記載とすることがあります。

- （７）投信評価機関、投信評価会社などによる評価を取得・使用することがあります。

- （８）目論見書は電子媒体などとして使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。

独立監査人の監査報告書

2019年3月18日

UBSアセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 三 浦 昇 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているUBSアセット・マネジメント株式会社の2018年1月1日から2018年12月31日までの第24期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、UBSアセット・マネジメント株式会社の2018年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2019年7月10日

UBSアセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

P w Cあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員

公認会計士 鶴 田 光 夫

業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているUBSニュー・メジャー・バランス・ファンド(毎月分配型)の2018年11月27日から2019年5月27日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、UBSニュー・メジャー・バランス・ファンド(毎月分配型)の2019年5月27日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

UBSアセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。